

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報の保護に関する基本方針

平成16年 4月 2日
閣議決定

平成20年 4月25日
一部変更

平成21年 9月 1日
一部変更

平成28年 2月19日
一部変更

平成28年10月28日
一部変更

平成30年 6月12日
一部変更

令和 4年 4月 1日
一部変更

政府は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

基本方針は、「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という法第1条の目的を実現するため、法第7条に基づき、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を示すものである。

政府として、官民の幅広い主体による地域や国境を越えた政策、事務及び事業において、この基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請するものである。

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(1) 個人情報等をめぐる状況

近年、AI、IoT、クラウドサービスや5G等のデジタル技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集等が容易かつ高度化している。このようなデータや技術が官民や地域の枠又は国境を越えて利活用されることにより、官民双方のサービスの向上や、地域の活性化、新産業・新サービスの創出、国際競争力の強化や我が国発のイノベーション創出が図られることが一層期待されている。

また、新型コロナウイルス感染症対応に伴う新しい生活様式の進展と相まって、地域、国境や老若男女問わず、様々な個人や業種・業態の事業者等がデジタル社会に参画し、生命、身体、財産といった、人や組織の具体的な権利利益に直接関わるデータが、量

的にも質的にも、これまで以上に生成・流通・蓄積・共有等されている。

特に、個人に関する情報（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報。以下「個人情報等」という。）については、高度なデジタル技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となってきており、その利用価値は高いとされ、従前にもまして、幅広く取り扱われるようになってきている。その中で、個人情報及びプライバシーという概念が世の中に広く認識されるとともに、政策や事業活動等においても、データ倫理や人間中心のAIという考え方や、プライバシーガバナンスの構築、プライバシー強化技術（PET）の開発や実装が広がっている。

これに対し、顔識別・認証技術、AI等の高度なデジタル技術を活用して行われる個人の行動、政治的立場、経済状況、趣味・嗜好等に関する高精度な推定（いわゆるプロファイリング）、さらには、大量の個人情報等を取り扱う民間事業者等の出現等が認められるところであり、ひとたび個人情報等の不適正な利用等に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まっている。そして、自分の個人情報等が悪用されるのではないかと、これまで以上に十分な注意を払って取り扱ってほしいなどの個人の不安感が引き続き高まっている。

加えて、経済・社会活動のグローバル化等に伴い、個人情報等を含むデータの国境を越えた流通が増えており、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念や地政学的緊張等が世界的に顕在化してきている。その中であって、データがもたらす価値を最大限引き出すには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通を促進することが一層求められている。

このような状況を踏まえ、令和2年6月5日に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）、そして、令和3年5月12日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）が成立した。両法律により、従前複数の法令等で規律されてきた個人情報等の適正な取扱いに関する制度が法に統合・一本化され、高い独立性と政治的中立性を有する機関である個人情報保護委員会が法を所管することとなった。個人情報保護委員会に専門的知見や経験を集中・蓄積させ、個人情報等に関する国の政策の企画立案を担うとともに、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）及び認定個人情報保護団体に加え、令和4年4月より行政機関及び独立行政法人等、令和5年4月より地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を一元的に監視・監督し、分野横断的かつ迅速・適切に法を執行するための体制が整備されることとなる。

(2) 法の基本理念と制度の考え方

法第3条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体（以下「各主体」という。）においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、以下に掲げる考え方を基に、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要がある。

① 個人情報の保護と有用性への配慮

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としている。他方、デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。

個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、各主体における実際の個人情報等の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に関する施策を推進するに当たっては、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。

② 法の正しい理解を促進するための取組

上記①の考え方が、実際の個人情報等の取扱いにおいて十分に反映され、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報等の取扱いを控えることを防ぐためには、個人情報等を取り扱う各主体及び個人情報等によって識別される個人の双方における法の正しい理解が不可欠である。

国は、各主体及び個人に対する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適効果的な活用の促進を図っていくものとする。

また、各地方公共団体においては、各区域の特性に応じて、当該区域内の事業者や住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、法及び法の趣旨に則った条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。

③ 各主体の自律的な取組と連携・協力

デジタル社会においては、官民や地域の枠又は国境を越え、業種・業態を問わず、あらゆる分野において、デジタル技術を活用した多種多様かつ膨大な個人情報等が広く利用されるようになってきている。

このため、法は、各主体を広く対象として、個人情報等の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めるとともに、各主体において、それぞれの政策、事務及び事業の分野や地域の実情に応じて、自律的に個人情報等の適正な取扱いが確保されることを期待している。

各主体の自律的な取組に関しては、国及び地方公共団体の支援が重要であり、法は、国及び地方公共団体が各主体による取組への支援や苦情処理のための措置を講ずべきことを定めるとともに、個人情報保護委員会が、各主体における個人情報等の取扱いについて監視・監督する権限と責任を有する仕組みを採っている。こうした複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保していくことが重要である。

④ データガバナンス体制の構築

上記③の自律的な取組に当たり、デジタル社会においては、ビジネスモデルや技術の革新等も著しいため、個人情報等の取扱いに関する政策や個人情報等を取り扱う事務及び事業並びにシステム構築等の際には、透明性と信頼性の確保が特に重要である。

各主体においては、政策、事務及び事業並びにシステム構築等の目的、個人が得ることが期待される便益やプライバシーに対するリスクを明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に説明することが重要になる。そのためには、解決しようとする課題と、その課題を解決するために取り扱う個人情報等のデータとの関係を明確化する観点から、データの内容や性質、量や範囲の必要十分性、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA（個人情報保護評価又はプライバシー影響評価）の手法を用いることや、CPO（最高プライバシー責任者）やDPO（データ保護責任者）等の個人データの取扱いに関する責任者を設置すること等が有効であり、これらによるデータガバナンスの体制を構築することが重要である。

⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上

個人においては、法の正しい理解とともに、令和2年改正法及び令和3年改正法で強化された、各主体による個人に対する情報提供・説明義務の履行や、個人から各主体に対する各種請求権の行使等を通じて、個人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上することが重要である。このことが、結果として、上記④の実効性を高めることにもつながる。

例えば、個人によるコントロールの実効性を高めるための規律のうち各主体に共通するものとしては、任意代理人による開示等請求が可能になること、漏えい等が発生した場合の本人通知が行われること、外国にある第三者に保有個人情報や個人データを提供するために本人から事前同意を取得する際、外国の名称や個人情報保護制度等に関する情報が本人にあらかじめ提供されることなどが挙げられる。

また、主体のうち個人情報取扱事業者等に関するものとしては、開示請求において、請求の対象に第三者提供記録等が追加されること、請求のあったデータの提供方法について、電磁的記録によるなど、その提供方法を本人が指示できるようになることが挙げられる。加えて、利用停止等の請求については、請求できる要件として、重大な漏えい等が発生した場合や本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等が追加されることが挙げられる。さらに、保有個人データに関する公表義務についても、新たに、安全管理措置の内容が公表事項として追加されることが挙げられる。

以上については、各主体においても、個人に寄り添った取組が進められることが重要である。

(3) 国際的な制度調和と連携・協調

経済・社会活動のグローバル化等に伴い、個人情報等を含むデータの越境移転が増えており、信頼性が確保された自由なデータ流通（DFFT）の推進の観点から、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、G7等の国際的な枠組みでの議論や米国・欧州・アジア太平洋諸国等との対話等が重要になっている。また、世界プライバシー会議（GPA）やアジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラムといったデータ保護機関間の連携の枠組みも重要である。

このような国際的な制度調和と連携・協調を通じて、個人情報等を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築や国境を越えた執行協力体制の強化、また、情報交換・収集を通じた国際動向の把握が重要である。

(4) サイバーセキュリティ対策の取組

サイバー攻撃の高度化、サイバーセキュリティに関するリテラシーや人材の不足、クラウドサービスの普及、グローバルなサプライチェーンの複雑化、国家の関与が疑われる攻撃等による国家安全保障上への課題に発展する事態の顕在化等のリスクが高まってきている。

以上のリスクを的確に把握し、サイバー空間における不確実性の制御や不安感の払拭に対応していくことが重要であり、あらゆる個人、分野や地域等において、サイバーセキュリティの確保が必要とされる時代が到来している。このような中、個人情報等い等のリスクを軽減するためには、各主体の自律的な取組(自助)のみならず、各主体の連携・協力(共助)及びそれらの基盤、公助を通じた多層的な取組が重要である。

(5) 経済安全保障の観点からの対応

新興国の経済成長とグローバルなバリューチェーンやサプライチェーンの深化、経済・技術分野への安全保障の裾野の拡大等に伴い、地政学的緊張を反映した、国家間における技術覇権争いや、国家によるデータ収集・管理・統制を強化する動きが顕在化してい

る。

このため、データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセス等による個人情報等の越境移転における個人の権利利益を侵害するリスクが高まっており、それがD F F Tへの脅威や経済安全保障上の課題にもなり得る。

国をはじめ、各主体においても、それぞれの立場から、こうした脅威に対応するための国際的な議論への積極的な参画が求められる。また、各主体においては、取り扱う個人情報等が、我が国の個人の権利利益に対する諸外国による影響力行使等のために利用されないようにする観点から、リスクマネジメント等が重要である。

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(1) 各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

① 各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

全ての行政機関においては、法の規律が適用されることになることを踏まえ、その政策、所掌事務又は事業の遂行に当たり、法の規律に則り、個人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。

特に、デジタル社会の進展に伴い、安全管理措置を適切に講ずるためには、サイバーセキュリティ対策が一層重要である。個人情報を極めて大量に取り扱う業務に係るシステム等を調達する場合、クラウドサービスやSNSサービス等の外部委託先に個人情報等を提供する場合や、民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供する約款による外部サービスを利用する場合等について、委託先等に対する必要かつ適切な監督、外国において取り扱う場合における外的環境の把握等の安全管理措置、外国にある第三者に本人の事前同意を得て提供する場合における本人に対する外国の個人情報保護制度等に関する情報提供等の重要性がより一層高まっている。行政機関と委託先等の双方において、個人情報等の取扱いに関する責任の所在の明確化と、適正な取扱いの確保のための取組を着実に実施するとともに、例えば、必要に応じて安全管理措置の内容を公表する等の透明性と信頼性を確保する取組を行うことが重要である。

個人情報保護委員会においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「公的部門ガイドライン」という。）、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）」（以下「公的部門Q & A」という。）を策定し、保有個人情報の漏えい等事案等を踏まえ、必要に応じた改正を行うものとする。特に、各行政機関がクラウドサービスを利用して個人情報等を取り扱う場合については、デジタル庁や内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）等と連携・協力して、クラウドサービスに関する政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP」という。）等を通じ、公的部門ガイドライン等の普及啓発を図る。

また、複雑化する社会的課題の解決のため、各行政機関においては、裾野が広く、多様なデータの利用を伴う政策の必要性が高まっている。このため、各行政機関が個人情報等を自ら保有し、又は、他の各主体の取扱い方法等に一定の影響を与える政策を企画立案・実施する場合には、法を基盤的なルールとしつつ、個別の政策目的や、そこで取り扱われる個人情報等の内容や性質を踏まえ、法の目的であるプライバシーを含めた個人の権利利益の保護の観点から、それぞれの実態に即した個人情報等の適正な取扱いの仕組みづくり等に取り組むことが重要である。

以上の取組を適切に推進するため、個人情報保護委員会においては、専門的かつ分野横断的な知見等を踏まえつつ、各行政機関と連携・協力するものとする。それに加え、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人に対しても、法の規律が適用されることを踏まえ、個人情報等の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、情報の提供、指針の策定や技術的な助言等の必要な措置を講ずるものとする。また、法の施行状況について、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人からの報告に関する概要の公表を通じて、透明性の確保を図る。

② 個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

様々な業種・業態における個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報等について、その性質や利用方法等の実態に応じた適正な取扱いの実効性を確保するためには、法の定める規律が全ての事業活動等に共通する必要最小限のものであることを踏まえ、特定の事業分野における法第6条及び第9条に基づく格別の措置等や、認定個人情報保護団体における個人情報保護指針の策定等及びこれを踏まえた対象事業者の自主的な取組が進められることが、なお一層期待されるところである。

このため、個人情報保護委員会においては、全ての事業活動等に共通して適用される「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（以下「民間部門ガイドライン」という。）及び同ガイドラインに関するQ & A等を策定する。また、金融関連分野、医療関連分野、情報通信関連分野等の特定の事業分野については、関係省庁等と連携・協力し、個人情報等の性質及び利用方法各業法等による規律の特殊性等を踏まえた更に必要な規律として、ガイドライン等を策定する。

また、事業者単位に加え、特定の事業分野を対象とする認定も可能となる認定個人情報保護団体による自主的取組の活性化に向けて、認定個人情報保護団体向けガイドラインを策定するとともに、個人情報保護指針の策定等認定個人情報保護団体の自主的取組を支援するため、情報の提供及び助言等を行うものとする。その際、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮すると

ともに、事業者に参加となる情報の提供等を行うことにより、法第1条の趣旨を踏まえ、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を行うものとする。

特に、国民生活及び経済活動の基盤に関する分野については、個人情報保護委員会において、NISC等の関係省庁等と連携・協力し、クラウドサービスを利用して個人情報等を取り扱う場合における漏えい等発生時の対応等に関する情報の提供や、サイバーセキュリティに関する情報共有・分析機能を担う組織（ISAC等）と認定個人情報保護団体との連携・協力の推進等を行うことが重要である。

③ 官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

官民及び地域の枠を越えたデータ利活用として、健康・医療・介護、教育、防災及び子ども等の準公共分野、スマートシティ等の相互連携分野や公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備等については、法の規律が異なる各主体間における個人情報のデータ連携等が行われることとなる。

各主体間における個人情報等のやりとりがより複層的になることにより、個人情報等の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある。そのため、個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要である。個人情報保護委員会においては、法の規律が全ての政策や事業活動等に共通する必要最小限のものであるという観点から、必要な情報提供や助言等を行うものとする。

また、医療分野・学術研究分野については、規律の適用が法に統一され、国公立の病院や大学等について、行政機関等としての規律が一部適用されるものの、基本的には個人情報取扱事業者等に対する規律が適用される。個人情報保護委員会においては、関係省庁等との連携等を通じて、民間部門ガイドライン及び公的部門ガイドライン等の普及啓発等を行うものとする。

2) 個人情報の保護及び安全・円滑な流通を確保するための国際的な取組

① 国際的に整合のとれた個人情報に係る制度の構築

個人情報保護委員会は、プライバシーを含む個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国や地域との間で、相互に円滑な個人データの移転を図るために、国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を促進する方法としての枠組みを構築・維持するための措置を講ずることとする。

個人情報保護委員会は、法を所管する機関として、外国から移転される個人情報等の適正な取扱いを確保する観点から、法第6条に基づき、日本と当該外国との間の制度及び運用の差異を埋めるために必要な措置を講ずる権限を有している。個人情報保護委員会は、必要に応じ、法及び法に基づく政令等で規定された規律（例えば、要配慮個人情報や保有個人データの定義に係る規律等）を補完し上回る、拘束力のある規律、すなわち、国内の個人情報取扱事業者等に対して執行可能な、より厳格な規律を設けることを含め、一層の個人情報の保護を行う権限を有している。

また、個人情報保護委員会は、当該外国当局との執行協力及び法制度の理解に関する対話を行うこととする。

② DFFTの推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

個人情報保護委員会は、DFFTの推進の観点から、我が国と同等の水準と認められる個人情報の保護の制度を有する国との間で、相互に円滑な個人データの移転を進める枠組みを構築・維持するための措置を講ずることとする。その他、越境データ移転を行う様々な事業者等の各主体がその政策や事業等に適した移転の仕組みが選択できるよう、個人情報保護委員会は、企業認証制度の推進や、海外制度の情報の収集・提供等を行うこととする。

また、個人情報保護委員会は、DFFTを脅かすリスクに対応するためOECDにおけるガバメントアクセスやデータローカライゼーションに係る議論へ積極的に貢献するほか、GPA、APPAやG7等においてDFFTの重要性及び日本の取組・貢献について積極的に発信することとする。さらに、米国・欧州やアジア太平洋等の各国・地域との対話等を通じて、DFFT推進に向けた連携を図ることとする。

③ 国際動向の把握

デジタル技術の飛躍的な進展とそれに伴う課題に対応するため、個人情報保護委員会は、新たな技術・ビジネスと個人情報保護、プライバシーの関係について、国際的な枠組みで我が国の取組を積極的に発信するとともに、政策立案やビジネス支援に資するため、国際動向を把握するものとする。

④ 国境を越えた執行協力体制の強化

個人情報を含むデータの国境を越えた流通の増大を受け自国のみでは対応できない事案の増加が予想されることから、個人情報保護委員会は、GPAやグローバルプライバシー執行機関ネットワーク（GPEN）等への参加、G7における連携、各国執行の対話等を通じて、執行協力強化のための協力関係を積極的に構築するものとする。

(3) 個別の事案等への対応

① 個別の事案への対応

個人の権利利益を害するおそれが大きい個人データの漏えい等個別の事案が発生した場合、個人情報保護委員会は、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、各主体による漏えい等の報告の受理等を通じて、必要な情報の収集を行うとともに、事案による個人の権利利益に対する被害の広がりや社会的な影響を踏まえ、迅速に法第6章第2節の規定に基づく措置等の検討を行う。加えて、同様の事案の再発防止や被害拡大の抑制等に資する観点から、個別の事案から得られる教訓や対処措置等に関する事例について、認定個人情報保護団体と連携した研修等を通じて、各主体に対する共有や周知啓発を行うものとする。

また、個人情報保護委員会は、各主体に対する勧告又は命令等を効果的に行う上で必要があると認めるときは、事業所管大臣に対して報告徴収又は立入検査等の権限を委任することができることとされており、必要に応じて、権限を委任することを含め、事業所管大臣と連携した対応を行うものとする。

さらに、法第169条の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会及び事業所管大臣は、権限の委任の有無にかかわらず、法違反が疑われる事実を把握した場合や、権限を行使して事案に対処した場合等には、相互に情報共有を行うとともに、個人情報保護委員会と事業所管大臣間で、複数の事業所管大臣に委任された権限を行使する際には事業所管大臣間で、重畳的な執行を回避すべく緊密な連携・調整を行うものとする。

② サイバーセキュリティ対策や経済安全保障の観点等からの対応

サイバーセキュリティ対策の観点から、個人情報保護委員会は、各主体が取り扱う保有個人データや個人データの外部からの不正アクセスやランサムウェア等のサイバー攻撃等による漏えい等の未然防止や被害の拡大防止等のリスクの低減、漏えい等事態への適切かつ迅速な対応を図るため、NISC等の関係省庁等及びサイバーセキュリティ関係機関と緊密に連携する。

経済安全保障の観点からの対応として、各主体が個人データを越境移転する場合について、個人の権利利益に生ずるリスクの有無等は、各主体の事務及び事業の実態等に応じて様々であるため、外国の個人情報保護に関する制度等に関する情報の本人への提供は各主体により対応する必要がある。個人情報保護委員会においても、各主体の参考となる一定の情報を提供する観点から、データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセス等、本人の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがある制度等に関する情報提供を行うものとする。また、個人情報保護委員会においては、各主体による漏えい等の報告をはじめとする関係者から寄せられる情報を基に、適時適切な監視・監督機能による法の執行を行うものとする。

(4) 広報・啓発、情報提供等に関する方針

法は、個人情報等を利用する各主体に対して政策や事業活動等の分野、利用の目的を問わず幅広く個人情報等の取扱いに関する義務を課すとともに、本人が開示、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去並びに第三者への提供の停止に係る請求権を行使できる等、各主体の個人情報等の取扱いに関与する仕組みを採っている。

法第1条の目的が正しく理解され、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の実効性が確保されるためには、各主体及び国民等に対して法制度、個人情報等の取扱いに当たっての注意事項等の周知を徹底することが極めて重要である。

このため、個人情報保護委員会は、各主体及び国民等に十分な情報提供が行われるよう、多様な媒体を用いて、広報・啓発に積極的に取り組むものとする。また、各省庁等や地方公共団体においても、必要に応じて個人情報保護委員会に協力し、所管する政策や事業活動等の分野における広報・啓発に取り組むものとする。

(5) 個人情報保護委員会の活動状況等の公表

個人情報保護委員会は、必要に応じて関係機関の協力を得て、毎年、法第6章第2節に基づく報告の徴収、助言等による個人情報取扱事業者等及び認定個人情報保護団体の監督並びに行政機関等の監視の実施の状況のほか、苦情の処理等の取組状況、各主体における個人データや保有個人情報の漏えい等事案の状況等を含む所掌事務の処理状況を国会へ報告し、その概要を公表するものとする。また、当該報告を通じ、個人情報保護制度の運用の透明性を確保する。

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体が保有する個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

地方公共団体の機関や地方独立行政法人が保有する個人情報等については、法の規律が適用されることに伴い、法の趣旨を踏まえつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いに関する条例の制定又は改廃等に取り組む必要がある。

以上に取り組むに当たっては、地方公共団体において、行政機関における取組等も参照しつつ、必要に応じ、個人情報保護委員会による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策とも十分に連携していくことが重要である。

国は、地方公共団体における条例の制定又は改廃に向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力をを行うものとする。

また、個人情報保護委員会においては、公的部門ガイドライン、事務対応ガイド及び公的部門Q&Aを策定し、保有個人情報の漏えい等事案等を踏まえ、必要に応じた改正を行うものとする。特に、各地方公共団体の機関がクラウドサービスを利用して個人情報等を取り扱う場合については、デジタル庁等と連携・協力して、各地方公共団体の機関等に対し、政府共通のクラウドサービスの利用環境（ガバメントクラウド）等において、公的部門ガイドライン等の普及啓発を図る。

なお、病院や大学等を運営する地方公共団体の機関については、官民連携による社会的課題の解決の必要性を踏まえ、原則として、個人情報取扱事業者等と同様の規律が適用されることになる点にも留意が必要である。

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進において、住民や事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民や事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。

各地方公共団体においては、法の基本理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、区域内の事業者等の主体的な取組を促進するため、事業者からの相談等に適切に対応することが求められる。

また、事業者と本人の間のルールについて、地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であり、その運用は、法及び公的部門ガイドライン等に則って行う必要がある。また、地方公共団体がその実情に応じて講じようとする措置については、区域内の事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、個人情報保護委員会による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策とも十分に連携していくことが重要である。

② 地方公共団体の部局間の連携・協力

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報等の適正な取扱い、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第6章第4節により事業所管大臣又は金融庁長官（以下「事業所管大臣等」という。）に委任された権限を行使することまで、広範で多様な施策の実施が求められている。

地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する制度の担当部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報等の適正な取扱いに関し、住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、区域内の事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにして、これを公表すること等により周知することが望まれる。

(3) 国・地方公共団体の連携・協力の在り方

事業者に対する報告の徴収等の事業所管大臣等に委任された権限については、法の定めるところにより、地方公共団体がその事務を処理することとされるものがある。他方、地方公共団体の区域をまたがって事業者が活動している場合等においては、地方公共団体が十分に事業者の事業活動を把握することが難しいことも考えられる。このため、地方公共団体と事業所管大臣等は、十分な連携・協力を図ることとし、地方公共団体は、事業所管大臣等に必要な情報の提供等の協力を求めるとともに、事業所管大臣等は、必要な場合には、法に基づき自ら権限を行使するものとする。

また、法についての広報・啓発、苦情の相談等の業務についても、住民や事業者等に混乱を生じさせないように、国と地方公共団体が連携・協力することが重要であり、このため、個人情報保護委員会は、必要に応じて関係機関とも連携して対応を行うものとする。

4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

独立行政法人等においては、法の規律が適用されることになることを踏まえ、その事務や事業の遂行に当たり、法の規律に則り、個人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。

特に、デジタル社会の進展に伴い、安全管理措置を適切に講ずるためには、サイバーセキュリティ対策が一層重要である。個人情報を極めて大量に取り扱う業務に係るシステム等を調達する場合、クラウドサービスやSNSサービス等の外部委託先に個人情報等を提供する場合や、民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供する約款による外部サービスを利用する場合等について、委託先等に対する必要かつ適切な監督や、外国において取り扱う場合における外的環境の把握等の安全管理措置、外国にある第三者に本人の事前同意を得て提供する場合における本人に対する外国の個人情報保護制度等に関する情報提供等の重要性がより一層高まっている。独立行政法人等と委託先等の双方において、個人情報等の取扱いに関する責任の所在の明確化と、適正な取扱いの確保のための取組を着実に実施するとともに、例えば、必要に応じて安全管理措置の内容を公表する等の透明性と信頼性を確保する取組を行うことが重要である。

個人情報保護委員会においては、公的部門ガイドライン、事務対応ガイド及び公的部門Q&Aを策定し、保有個人情報の漏えい等事案等を踏まえ、必要に応じた改正を行うものとする。特に、独立行政法人等がクラウドサービスを利用して個人情報等を取り扱う場合については、デジタル庁やNISC等と連携・協力して、独立行政法人等に対し、クラウドサービスに関するISMAP等を通じ、ガイドライン等の普及啓発を図る。

独立行政法人等においては、行政機関における取組等も参照しつつ、必要に応じ、個人情報保護委員会による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策とも十分に連携していくことが重要である。

なお、医療分野や学術分野における一部の独立行政法人等については、官民連携による社会的課題の解決の必要性を踏まえ、原則として、個人情報取扱事業者等と同様の規律が適用されることになる点にも留意が必要である。

5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

地方独立行政法人が保有する個人情報等について、地方公共団体は、法第12条第2項において、必要な措置をとることが求められている。これを踏まえ、各地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人の性格及び業務内容に応じ、各団体が制定又は改廃する条例において所要の規定を整備する等、適切な個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いに関する措置が講じられるように取り組むことが求められる。

以上に取り組むに当たっては、地方公共団体の機関や独立行政法人等における取組等も参照しつつ、必要に応じ、個人情報保護委員会による個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策とも十分に連携していくことが重要である。

国は、地方公共団体における条例の制定又は改廃に向けた検討等が行われる場合に、その円滑な検討等に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体や地方独立行政法人に対して協力を行うものとする。

また、個人情報保護委員会においては、公的部門ガイドライン、事務対応ガイド及び公的部門Q & Aを策定し、保有個人情報の漏えい等事案等を踏まえ、必要に応じた改正を行うものとする。

なお、病院や大学等を運営する地方独立行政法人については、官民連携による社会的課題の解決の必要性を踏まえ、原則として、個人情報取扱事業者等と同様の規律が適用されることになる点にも留意が必要である。

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 個人情報取扱事業者等が取り扱う個人情報に関する事項

個人情報取扱事業者等は、法の規定に従うほか、上記2(2)①の民間部門ガイドライン及び認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、例えば、プライバシーを含む個人の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について自主的に取り組むことが期待されているところであり、体制の整備等に積極的に取り組んでいくことが求められている。その際、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じて、各個人情報取扱事業者等において適切な取組が実施されることが重要である。

法は、認定個人情報保護団体制度を含め、各個人情報取扱事業者等の自主的な対応を尊重する制度設計となっているため、各個人情報取扱事業者等においては、法を補完する観点から自主ルールを策定し、運用していく役割が期待される。個人情報保護委員会においても、各個人情報取扱事業者等におけるPIAの取組、個人データの取扱いに関する責任者の設置等の自主的な取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(2) 仮名加工情報取扱事業者が取り扱う仮名加工情報及び匿名加工情報取扱事業者が取り扱う匿名加工情報に関する事項

仮名加工情報及び匿名加工情報に関する制度は、近年のデジタル技術の飛躍的な進展に対応した個人情報等の適正かつ効果的な活用を推進するために導入された制度であり、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者において、この趣旨を踏まえた積極的な活用が期待される。その際、それぞれの取扱いに関して個人の安心感・信頼感を得られるよう、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者において、法の規定に従うほか、民間部門ガイドライン及び認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、自主的な取組を実施することが求められる。

(3) 認定個人情報保護団体に関する事項

① 認定個人情報保護団体に期待される役割

認定個人情報保護団体は、個人情報等の取扱いに関して、対象事業者自身による苦情処理の取組を補完し、問題の自主的、実質的な解決を図るとともに、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用を図るため、民間部門ガイドラインに則り、個人情報保護指針を策定し、それが公表されたときは、対象事業者に対して当該指針を遵守させるため必要な指導、勧告等の措置をとることが義務付けられている等、民間部門における自主的な取組を促進する上で、極めて重要な役割が求められている。

また、対象事業者の実態に応じた法の適切な運用等を推進するために、認定個人情報保護団体が、対象事業者の運用実態や課題等の情報を収集し、それを個人情報保護委員会と共有するといった役割も期待される所であり、このような仕組みが十分に活用されることが必要である。

なお、令和2年改正法において、複数の事業を行う企業も含む企業単位に加えて、企業における特定の事業（部門）を対象とする認定個人情報保護の認定も可能であり、当該団体の増加が期待される。

② 個人情報保護指針等の策定・見直し等

個人情報等の取扱いに関する事業等分野別の取組においては、認定個人情報保護団体が策定する個人情報保護指針等に、各事業者の取組を促進する上での重要な役割が期待されている。このため、認定個人情報保護団体等においては、個人の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いた上で、事業等分野の実情に応じた公正・透明な個人情報保護指針等の策定・見直しに努めていくことが望まれ、その際、法第1条の趣旨を踏まえ、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組が求められる。特に、仮名加工情報及び匿名加工情報の作成方法等に関しては、情報の種類・性質に応じた適切な取扱いを定める指針等を策定することが望まれる。

また、個人情報等の取扱いが複雑化・高度化している中において、対象事業者が自身の個人情報の取扱い等について、いかに本人に対して透明性を確保しながら説明責任を果たしていくかも重要であり、そのための自主ルールを踏まえた指導等についても認定個人情報保護団体が積極的に行っていくことが望ましい。

さらに、対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務のほか、PIAを含むプライバシー・バイ・デザインの実践や、個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの個人情報等の適正な取扱いの確保に関する事項についても、対象事業者に対して積極的に推奨していくことが望ましい。認定個人情報保護団体として、PIAの自主ルールを定めた上で、当該自主ルールに沿った実施を対象事業者に求めていくといった取組も望ましい。

個人情報保護委員会においては、認定個人情報保護団体等のニーズに応じて、必要な支援を行うものとする。

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

個人情報等の利用・提供あるいは開示・不開示等に関する本人の不平や不満は、訴訟等によるのではなく、事案の性質により、迅速性・経済性等の観点から、むしろ苦情処理の制度によって解決することが適当なものが多いと考えられる。法は、苦情処理による個人の権利利益の保護の実効性を確保するため、各主体自らの取組により苦情を解決することを基本としつつ、認定個人情報保護団体、地方公共団体等が苦情の処理に関わる複層的な仕組みを採っている。この仕組みが円滑に機能するためには、これらの関係機関がそれぞれの役割分担に応じて適切に取り組むとともに、緊密な連携・協力を確保することが必要である。

(1) 各主体自らによる取組の在り方

法は、苦情処理について、まず、第一に各主体の責任において適切かつ迅速な処理に努めるべきことを明らかにしている。こうした責務を全うするため、各主体には、必要な体制整備として苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等が求められる。

(2) 認定個人情報保護団体の取組の在り方

認定個人情報保護団体の苦情処理は、各対象事業者が行う取組を補完し、個人の権利利益を効率的・効果的に実現する重要な役割が期待される。

このため、認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者からの様々な苦情に簡易・迅速に対応し、公正な第三者としての立場から個人の期待に応えられるよう、人材の養成・確保を含む体制を整備することが求められる。

(3) 地方公共団体における取組の在り方

地方公共団体の担う苦情の処理のあっせん等は、当事者間で問題が解決されない場合等において、事業等分野を問わない苦情処理の仕組みとして、苦情の処理のあっせん、助言、指導、情報提供等の役割が求められている。

地方公共団体が苦情の処理のあっせん等に取り組むに当たっては、広く住民一般に分かりやすく、なじみやすい対応が求められる。このため、個人情報等に関する苦情の窓口を軸に各事業・事業者の振興・支援を担う部局等の関係部局が実効のある連携・協力を確保する仕組みが、相談者の利便性等の観点から望まれる。

なお、地方公共団体において、別の苦情窓口を定めている場合等、直ちに上記の仕組みにより難しい場合においては、特に、窓口と関係部局の役割分担を明確化し、周知を図る必要がある。

(4) 個人情報保護委員会における取組

個人情報保護委員会は、自ら個人情報等に関する苦情の申出についての必要なあっせんに取り組むほか、苦情相談機関等において適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、苦情相談機関等から個別事案への対応について相談を受けた場合には、必要に応じて、助言・対応の協力等を行うものとする。

悪質な事業者等の各主体に関しては、個人情報保護委員会において、苦情相談機関等と連携して、情報収集を行うとともに、必要に応じて、個人情報保護委員会の対応等について情報を提供するものとする。また、苦情相談機関等の窓口等に関する情報を収集・整理し、インターネットの活用等により公表する。

8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

(1) 個人情報保護委員会の体制強化

個人情報等を取り扱う各主体が、官民や地域の枠又は国境を越えて連携し、データ利活用がどの各主体においてもますますなり、取り扱う個人情報等が量的にも質的にも増大・多様化している。その結果、個人の権利利益に対するリスクが多様化したことも背景として、個人情報等の取扱いに関する各種政策が、国及び地方双方の行政主体により、同時かつ複合・重畳的に実施されるようになってきている。

個人情報保護委員会においては、個人情報保護制度の司令塔として、基本的な方針を示すとともに、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視・監督等の役割を果たすことが求められており、安全・安心なデジタル社会の構築に貢献するためにも、その実効性を確保するための体制強化を進めるものとする。

(2) いわゆる3年ごと見直し規定による検討

個人情報保護委員会は、法附則（令和2年法律第44号）第10条に基づき、個人情報の保護に関する国際的動向、デジタル技術の進展、それに伴う個人情報等を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

[ご利用にあたって](#) | [関連リンク](#) | [個人情報保護方針](#) | [資料のご利用にあたって](#) | [ご意見・ご感想](#) | [アクセス](#) | [サイトマップ](#) | [FAQ検索](#)



個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission
法人番号：4000012010025

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階
代表電話：03-6457-9680 個人情報保護法相談ダイヤル：03-6457-9849

Copyright © Personal Information Protection Commission, Government of Japan. All Rights Reserved.

ISBN978-4-324-11059-1
C3032 ¥6500E

定価(本体6,500円+税)
[5108754-00-000]



個人情報保護法の解説

《第三次改訂版》

園部逸夫
藤原静雄

編集

個人情報 保護法の 解説

《第三次改訂版》

園部逸夫・藤原静雄／編集
個人情報保護法研究会／著

甲第25号証

令和2年改正法の内容を反映!

漏えい等報告・本人通知の義務化、外国にある第三者への提供、
個人関連情報・仮名加工情報の創設など

立法担当者らによる唯一の逐条解説!

個人情報保護法制定の意義と法改正の意義
個人情報保護法の立案から改正に至る経緯

条解説

考資料

まほう

まほう

た個人情報取扱事業者においてその利用目的を特定し(第15条)、その利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う(第16条第1項)こととなる。

3 「前2項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない」(第3項)
利用目的による制限を設ける趣旨は、上記のとおり、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うことを義務付け、個人情報の無限定な取扱いを排除することを通じて、本人の権利利益侵害を未然に防止しようとするものである。また、本法の法目的(第1条)に明記されているとおり、本法においては、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することとしている。

個人情報の目的外利用が直ちに本人の権利利益を侵害するとは限らず、また、他の権利利益を保護する必要性が上回る場合にまでその利用を制限することは適当でないことから、本人の同意がある等の場合のほか一定の場合について例外規定が設けられている。

なお、本項各号に基づく目的外利用の多くは、実際には個人情報を第三者に提供する場合の一環として考えられることから、個人データの第三者提供を制限する規定の例外事由との整合が図られている(本項各号に該当すると考えられる事例については、第23条(解説)第1項各号関係部分参照)。

(1) 「法令に基づく場合」(第1号)

個人情報の目的外利用について、法令上具体的な根拠をもって行われる場合について、本条第1項及び第2項の適用を除外するものである。

法令において個人情報について関係機関への届出・通知等が規定されている場合は、当該個人情報の取得等が必要との立法意思が既に明らかにされている。また、当該法令によって保護されるべき権利利益が明確であり、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に本条第1項及び第2項が適用されないのである。

「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される政令、府省令等並びに地方公共団体が制定する条例を含むが、行政機関の長等が所管の機関

様職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令・通達は含まれない。

(2) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(第2号)
人の生命、身体又は財産に関する具体的な権利利益が侵害されるおそれが存在するとともに、当該個人情報を利用することによりその保護が図られることについての合理性があることを要する。

「人」には、本人、第三者を含み、自然人であるか法人であるかを問わない。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、本人に同意を求めるとも同意しない場合、本人に同意を求めずとも本人の同意を得ることができない場合、当該個人情報の性質、利用目的等が本人に知られる等により支障が生じるおそれがある場合が考えられる。後二者については、例えば、本人の連絡先が不明又は連絡先の特定のための費用が極めて膨大、時間的余裕がない等の場合が考えられる。また、同意を得るための手続を遂行することにより本人が違法又は不適切な行為を行ったり企てるおそれがあったり、本人が当該個人情報を調査されていることを知るだけでそのような違法行為等を取長するおそれがある場合等も考えられる。一般に、本人に不利益な情報については本人が第三者提供に関する同意を容易に与えない傾向があると考えられるが、そのような情報であっても、本人以外の者の適正な権利利益の保護のために第三者に提供することが必要な場合も認められ、本人の同意を得なくてもそのような取扱いが容認されるべきである。いずれにしても、本号に該当するか否かは個別具体的な事例に則して総合的な利益衡量により判断されるべきである。

(3) 「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(第3号)
公衆衛生、児童の健全な育成のように、個人情報の利用が不可欠であって、社会全体の利益となる場合について、本条第1項及び第2項を適用し得ないこととするものである。

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進」のための利用として

他方、個人情報の有用性にも配慮することとしている本法の趣旨から、本人や社会公共の利益を図るため、本人の意思にかかわらず個人データを第三者に提供することが求められる場合や、今日のようなネットワーク社会における本人の利便性と権利利益侵害のおそれとのバランス、情報流通の姿態等からみて、個人データが移転される都度、事前に本人の同意を求めることが適当でない場合があると考えられる。

このため、本条では、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供することについては、利用目的が通知、公表されているだけでなく、原則として事前に本人の同意を得るべきこととするとともに、一定の場合には、本人の同意がなくても個人データを第三者に提供することができること（あるいは、その提供を受ける者を「第三者」に該当しないものとする）としている。

なお、個人情報取扱事業者が本条に違反して第三者に保有個人データを提供している場合、保有個人データの本人は当該個人情報取扱事業者に対して保有個人データの第三者提供の停止を求めることができ、求めを受けた個人情報取扱事業者においては、原則として、これに応ずる義務が生ずる（第30条第3項）。

1 「個人情報取扱事業者は、……あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」（第1項）
個人情報取扱事業者に対して、原則として、事前に本人に同意を得ることなく個人データを第三者に提供することを禁止する趣旨である。

「あらかじめ」とは、第三者へ個人データが提供される時点よりも前に、との意味である。「本人の同意」を得る方法は問わない。また、必ずしも同意が明示される必要はないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要である。

「第三者」とは、個人データを提供しようとする個人情報取扱事業者及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しない者をいい、自然人、法人その他の団体を問わない。ただし、本条第5項各号に規定する者は「第三者」に該当しないこととされている。

なお、前述のとおり、個人情報取扱事業者が書面等により本人から個人情報取扱事業者が書面等により本人から個人

する必要がある（第18条第2項）。このため、個人データを第三者へ提供されることを当初から予定している個人情報取扱事業者は、本人から個人情報を直接取得しようとする場合には、書面等でその利用目的（個人データの第三者提供）を明記した上で同意欄において本人の意思を確認するなどの個人情報取得の時点で本人の同意を得ることが多いと考えられる。

2 「次に掲げる場合を除くほか」（第1項）

第三者提供の制限の例外として、第16条と同様に、一定の社会公共の利益や他の権利利益を保護する必要性が上回る場合として、本項第1号から第4号までを列挙している。

なお、第1項各号の規定は、個人情報の目的外利用の禁止に例外を設ける第16条第3項各号の規定との整合が図られており、各規定中の用語の意も同項各号中と同様の趣旨である。

① 「法令に基づく場合」（第1号）

本号に該当すると考えられる事例

①：情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合

(ウ) 法令上、提供義務が明記されている場合

・ 特定事業者による疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に

関する法律第8条第1項）

・ 税務署長に対する支払調書等の提出（所得税法第225条第1項等）

・ 協会員等による日本証券業協会に対する資料提出等（金融商品取引法

第77条第2項、第3項）

・ 対象事業者による認定個人情報保護団体に対する資料提出等（本法案

52条第2項、第3項）

・ 親会社の監査役による子会社に対する調査への対応（会社法第381条第

3項、第4項）

・ 裁判所の文書提出命令に依る場合（民事訴訟法第220条）

・ 児童生徒の進学・転学に伴う指導要録、健康診断書の送付（学校教育

法施行規則第24条第2項、第3項、学校保健安全法施行規則第8条第

2項、第3項等）

・ 医師が感染症を診断したときの都道府県知事への届出（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条）

・ 児童虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

(イ) 行政機関の報告徴収・立入検査等又は第三者からの開示請求等に応じることが間接的に強制されている場合

・ 個人情報取扱事業者等、認定個人情報保護団体による個人情報保護委員会に対する報告（本法第40条、第56条、第85条）

・ 税務官署の職員、徴税吏員が行う質問検査への対応（例えば国就通則法第74条の2第1項、第127条、地方税法第72条の7、第72条の8）

・ 株式会社における株主名簿等の閲覧請求への対応（会社法第125条第2項、第976条第4号、同様のものとして農業協同組合法第35条）

(ウ) 提供義務があると解される場合

・ 捜査関係事項照会への回答（刑事訴訟法第197条第2項、金融商品取引法第210条第2項等も同旨）。

・ 特別児童扶養手当等の支給に当たり行政庁が行う照会への回答（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条）

② 法令の規定で提供そのものが義務付けられているわけではないが、第三者が情報の提供を受けることについて法令上の具体的な根拠がある場合

・ 捜査機関の行う任意捜査（刑事訴訟法第197条第1項）

・ 収税官吏、徴税吏員の行う犯刑事件の任意調査（国税犯刑取締法第1条及び同法を準用する地方税法第71条等、同様のものとして金融商品取引法第210条第1項、関税法第119条）

・ その他の行政機関が行う任意調査（出入国管理及び難民認定法第28条第1項、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第29条、生活保護法第29条等）

(2) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(第2号)

※ 本号に該当すると考えられる事例

○意識不明となった本人について、血液型、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合

○災害発生時に、宿泊者の安否確認のために宿泊施設が警察・消防機関等に

・ 対して宿泊者に関する情報を提供する場合

○協力団員や総会室に関する情報を企業間で交換する場合

(2) 「公共衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(第3号)

※ 本号に該当すると考えられる事例

○健康診断やがん検診等から得られた情報を、疫学上の調査・研究のために、健康保険組合等が研究者に提供する場合

○不登校や不品行など児童生徒の問題行動について児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応する際に、当該関係機関等の間で問題行動に係る児童生徒の情報を交換する場合

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(第4号)

※ 本号に該当すると考えられる事例

○職務官署の職員又は地方公共団体の職務担当職員が、適正な業務の実現の観点から、個々の質問検査権等の規定によらずに任意調査（課税上必要な資料情報の収集、酒類等の製造免許及び酒類の販売業免許等の申請に対する審査において必要な資料収集等を含む。）を行う場合

○国検庁監査官が行う監査に必要な資料収集を行う場合

○公衆衛生の向上及び増進の観点から、地方公共団体が行うがん登録事業

○公益法人の設立を認証するに当たり、認証の適否を判断するために、役員の一覧表等の提出を求める場合

○助成金の支給のための事実関係の調査として事業者から個人情報を含む情報の提供を求める場合

○犯罪の防止その他公共の安全と秩序の維持の観点から、(個別の犯罪事件の調査とは別に)警察機関が行う情報収集活動

○国管理官が在留資格の審査等のため、民間事業者を対象として所要の調査の他の情報収集を行うに当たり、民間事業者がこれに協力する場合

○児童生徒の問題行動や児童虐待に対応するために児童相談所、学校、警

個人情報保護法の解説《第三次改訂版》

令和4年6月20日 第1刷発行
令和4年9月30日 第2刷発行

編 集 園部逸夫・藤原静雄
著 者 個人情報保護法制研究会
発 行 株式会社 ぎょうせい

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
URL : <https://gyosei.jp>

フリーコール 0120-953-431
「ぎょうせい お問い合わせ 検索」 <https://gyosei.jp/inquiry/>

〈検印省略〉

印刷 ぎょうせいデジタル株式会社 ©2022 Printed in Japan
※乱丁・落丁本はお取り替えます。

ISBN978-4-324-11059-1
(5108754-00-000)
〔略号：個人情報保護法（三訂）〕

ISBN978-4-324-07760-3 C3032 ¥2000E

定価(本体2,000円+税)

[5106981-00-000]



9784324077603



1923032020008



行政機関等
個人情報保護法の解説

(増補版)

監修 総務省行政管理局

編集 社団法人行政情報システム研究所

きょうせい

行政機関等
個人情報保護法
解説 (増補版)

総務省行政管理局

社団法人行政情報システム研究所

きょうせい

二 従事者の義務違反に対する措置等

ア 本条に違反した行政機関の職員が一般職の国家公務員であれば、国家公務員法第八十二条による懲戒処分の利用があり得る。個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務（同法第九条）違反による罰則（同法第九九条）の適用があり得る。また、本条に違反した行政機関の職員が特別職の国家公務員であれば、該当する個別法（自衛隊法等）により、懲戒処分や罰則の適用があり得る。

イ 委託業務従事者である場合は、行政機関との委託契約の解除事由となり得る。

ウ 個人情報の不適正な取扱いをした行政機関の職員等については、本法第五十三条から第五十五条までに規定する罰則が適用される（第五十三条から第五十五条までの【解説】を参照）。

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

（平一五法一九、一部改正）

【趣旨】

本条は、保有個人情報の利用・提供について、利用目的外の利用・提供を原則として禁止し、本人の利益や社会公共の利益になる場合など一定の場合のみ、利用目的外に利用・提供することができることを定めるものである。

【解説】

一 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止（第一項）

第八条（利用及び提供の制限）

ア 保有個人情報本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不
 安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増
 大させる。このため、法令に基づき場合を除き、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。

イ 他の「法令に基づき場合」を利用目的以外の利用・提供の原則禁止の対象から除外したのは、他の法令の規定
 は、それぞれの立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており、合理性が認められるためである。
 なお、本項は、他の法令に基づき場合、利用目的以外の利用・提供をし得るとするものであり、本項により利
 用・提供が義務付けられるものではない。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨
 に沿って適切に判断される必要がある。

(参考) 該当する法令の例

- ・国会法第五四条
- ・会計検査院法第二十四條から第二十八條まで
- ・総務省設置法第六條第二項
- ・国家公務員法第五條第四項
- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十八條の三から第五十八條の五まで
- ・土地改良法第一百十八條第六項
- ・民事訴訟法第八十六條、第二百一十三條第一項及び第二百二十六條
- ・刑事訴訟法第九十七條第二項及び第二百五七條

二 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外（第二項）

行政機関の保有する個人情報については、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政
 サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要であ
 り、また、本人の利益や社会全体の利益のために利用目的以外に利用・提供することが奨励される場合もある。こ
 のような場合にあつては、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を衡量し、例外的に利用目的以外
 の利用・提供ができることとしたものである。

(1) 「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」(本項ただし書)

第一号から第四号までに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはならないとしたものである。

(2) 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」(第一号)

ア 本人の同意があるときや本人に提供するときは、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考
 えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵
 害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があつたとし
 ても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれて
 いる場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に
 該当する。

イ 「本人の同意」は、書面によることを要しない。なお、利用目的以外の利用・提供を行うとき個人情報の
 第八条（利用及び提供の制限）

公的部門・民間部門を対象 (26か国)	公的部門のみを対象 (3か国)
<p>以下の法律で双方を対象 (24か国)</p> <p>オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリヤ、オランダ、ポルトガル、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス</p>	<p>韓国 (公共機関における個人情報保護に関する法律・1994年)</p> <p>アメリカ (1974年プライバシー法) ※ 民間部門：自らプライバシーポリシーを策定、個別法 (信用情報、電気通信等)</p> <p>メキシコ (連邦の透明性及び公共機関の情報へのアクセス法：2002年)</p>
<p>別の法律でそれぞれを対象 (2か国)</p> <p>カナダ ※ 公的部門：プライバシー法 (1982年) ※ 民間部門：個人情報保護及び電子文書法(1999年)</p> <p>日本 ※ 公的部門：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (2003年)、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律 (2003年) ※ 民間部門：個人情報の保護に関する法律 (2003年)</p>	<p>法未制定：トルコ</p>

行政機関等個人情報保護法の解説 (増補版)

平成17年1月31日 初版発行
平成17年8月25日 増補版初版発行
平成19年2月15日 同 3版発行

監修 総務省行政管理局
編集 社団法人 行政情報システム研究所
発行 株式会社 きょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)
本館 東京都杉並区荻窪4-30-16 (〒167-8088)
電話 編集 03-5349-6616
営業 03-5349-6666
URL <http://www.gyosei.co.jp>

印刷・きょうせいデジタル館 ©2005 Printed in Japan
局丁、著丁はおとりかえしませす。
ISBN978-4-324-07760-3
(5106931-00-000)
(社号：行政情報解説 (増補))

ない」が51%、「全く知らない」が25%であった。
 2) もともと織川恒正は、「緊密に論理を重ねる東京地裁判決の論理層の間に、だが、隙間を見出すことは不可能ではない」とし、「駐留アメリカ軍が遠慮であると断ずること
 は、本件被告人7名を無罪とする同判決の立論にとって必要な行論ではなかった」とす
 る(織川2016: 98以下)。

文献

- 愛敬浩二(2017)「統治行為」諸論の批判的考察」論究ジュリスト21号
 青井美帆(2023)「日本国憲法から見た安保三文書」自治と分権92号
 芦部信喜・高橋和之補訂(2023)『憲法第8版』岩波書店
 織川恒正(2016)『尊厳と身分』岩波書店
 上田勝美(1996)『新版憲法講義』法律文化社
 浦部法穂(2016)『憲法学教室第3版』日本評論社
 奥野恒久(2022)「2022『国家安全保障戦略』と日本国憲法」龍谷大学社会科学研究年報第
 53号
 六戸常寿(2010)「統治行為について」浦田一郎ほか編『立憲主義と憲法理論—山内敏弘先
 生古稀記念論文集』法律文化社
 六戸常寿(2020)「違憲審査制と統治行為論」山本龍彦・横大道聡編『憲法学の現在地』日
 本評論社
 城野一意(2023)「安全保障政策の『転換』と憲法変動」憲法研究12
 高見勝利(2015)「法/最高裁/統治」法律時報87巻5号
 寺島蕃一(2004)「統治行為」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』有斐閣
 中村浩爾(2018)「ファシズム潜在状況と研究者の気概」法の科学49
 長谷部恭男(2015)「砂川判決における『統治行為』論」法律時報87巻5号
 樋口陽一(1992)『憲法』創文社
 布川玲子・新原昭治(2013)「砂川事件と田中最高裁長官」日本評論社
 本秀紀(2019)「自衛力・戦力・条約の違憲審査」『憲法判例百選Ⅱ第7版』
 山内敏弘(2007)「自衛隊と統治行為」『憲法判例百選Ⅱ第5版』
 山田準次郎(1955)「統治行為について」公法研究13号

第2章 自衛隊への住基台帳基本4情報の 紙媒体等提供の法的検討

本多滝夫

はじめに

2023年12月16日に閣議決定された、いわゆる安保三文書(「国家安全保障戦略」
 「国家防衛戦略」および「防衛力整備計画」)のなかに明文化された「反撃能力」
 と称する「敵基地攻撃能力」の保有は、複雑な解釈論を弄したうえで、かろ
 うじて自衛隊を「合意」の域にとどめていた「専守防衛」の原則から逸脱す
 るものである(坂田2023)。結果として、自衛隊の憲法の適合性はいっそう
 疑わしいものとなったといえる。

自衛隊の「存在感」が増す一方で、自衛隊に入隊する若者の数は減少傾向
 にあり、自衛隊の人員の維持そのものが危うくなっている。令和4年版防衛
 白書によれば、自衛隊員の定数は少なくとも過去10年間充足されたことが
 ないようである(防衛省2022:155)。こうした慢性的な「人手不足」を背景に、
 防衛省は、18歳および22歳の若者への自衛官および自衛官候補生(以下「自
 衛官等」)の募集活動を強化するために、住民基本台帳(以下「住基台帳」)を
 管理している市区町村に対し、自衛隊地方協力本部(以下「自衛隊」または「協
 力本部」)への紙媒体、電子媒体による募集対象者情報(氏名、出生の年月日、
 男女の別および住所からなる、いわゆる基本4情報)の提供(以下「基本4情報」
 紙媒体等提供)または「紙媒体等提供」を求める動きを強めている。

その端緒は、2019年2月13日に第198回国会衆議院予算委員会の審議に
 おいて、安倍晋三首相(当時)が市区町村の6割が名簿提供に非協力である

ことは残念と答弁したことであった。その後、提供の圧力が強まり、それに抗しきれなくなったためか、2020年の「地方分権改革に関する提案募集」において、大村市をはじめ19市が「国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があったときは、『住民基本台帳の一部の写し』を提供することができ旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める」旨の提案（自衛官等の募集に関する事務について『住民基本台帳の一部の写し』を国に提出できることの法定化）〔令和2年地方分権改革に関する提案募集提案事項 総務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）管理番号18〕。以下「提案」を行うに至ったのである。

この提案に対して、政府は上記2法の改正に踏み出すのではなく、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」において、防衛省と総務省が「自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する」との対応をするということとし、2021年2月5日に防衛省担当課長および総務省担当課長の連名により、同趣旨の通知「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」（防人育1450号・総行住12号令和3年2月5日〔以下「令和3年通知J」〕が発出された。令和3年通知を契機に、募集対象者の名簿を紙媒体等で提供する市区町村が増えている。

ところで、自衛隊への基本4情報の紙媒体等提供については、福岡市の名簿提供にかかる公金支出は違法であるとする住民訴訟が提起され、2023年3月8日に福岡地方裁判所が違法である旨の判決を下している（福岡地判令5・3・8判例集未登載〔令3年（行ウ）41〕、以下「3・8福岡地判令」）。同判決は、上記の自衛隊法施行令120条に基づく資料の提出の求めとしての紙媒体等提供の求めの適否そのものを審理することなく、同条に基づく求めに応じた基本4情報の提供は利用目的以外の目的のために保有個人情報等を第三者に提供することを例外的に許容する福岡市個人情報保護条例10条2項6号（「福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき」）に適合するとし、紙媒体等の提供は、住民基本台帳法（以下「住基法」）

12条の2が国の機関に対し住民票の写しの交付を認めていることに照らし合わせて適切だと判断した。

そこで、本稿では、自衛隊への基本4情報の紙媒体等提供の適法性について、住基法に定める基本4情報の開示制度、住基法または自衛隊法施行令に定める資料の提供・提出の制度および個人情報保護法に定める保有個人情報利用目的以外の利用・提供の制度¹⁾に照らして検討を行うこととする。

1 住基法の開示制度に基づく紙媒体等提供の適否

住基法はそもそも基本4情報の紙媒体等提供を許容しているのであろうか。住基法には、基本4情報の開示制度として、同法11条に定める閲覧制度（以下「11条閲覧制度」）、11条の2に定める閲覧制度、12条に定める交付制度、そして、3・8福岡地判が依拠した同法12条の2に定める交付制度（以下「12条の2交付制度」）がある。以下、本稿の目的に即し、国または地方公共団体の機関に対して開示を定める11条閲覧制度と12条の2交付制度に基づいて行う基本4情報の紙媒体等提供の適否を検討することとする。

(1) 11条閲覧制度に基づく紙媒体等提供の適否

11条閲覧制度について住基法11条第1項は「国又は地方公共団体の機関」が、市区町村長（特別区区長も含む。以下同じ）に対し基本4情報のみを対象とする住民基本台帳の写しの一部（以下「写しの一部」）の閲覧請求ができる旨を定めている。もともと、閲覧請求事由は何でもよいというわけではなく、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に限られる。

ここでいう「法令で定める事務」とは何であろうか。住基法を所管する総務省自治行政局が実質的に編者である解説書には、「本条第1項の「法令」には法律・政省令のほか、条例が含まれ、また、これらで規定された事務について定められた地方公共団体の規則や規程も含まれる」ところ、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」には、国又は地方公共団体の機関が実施する広範多岐にわたる事務が広く含まれることになる」と解されている。そして、参考事例として、「地方協力本部が、これらの法令（自衛隊法

29条1項・35条—引用者注)に基づき行う自衛隊員の募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解してよいか」との問い合わせに対し、「貴見の通り」と回答をした通知が挙げられている(市町村自治研究会2014:148)。この解説によれば、「法令」とは個々の行政作用法に限定されるものではなく、当該機関の設置にかかる法令および条例、さらには事務配分に関する内部規範も含まれることになる。このような解釈は、その文言と一体化している「事務の遂行」という文言に照らせば、広範に過ぎるとは必ずしもいえない。もっとも、同条第2項2号は、請求機関に対し請求事由を明らかにすることを求めており、「請求事由については、単に『事務遂行のため』といった程度の抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえない」と解されている(市町村自治研究会2014:149)。

とはいえ、請求をする機関が請求事由として当該機関の所掌する特定の遂行事務を挙げるとしても、閲覧は基本4情報が当該事務の遂行のために「必要である場合」に限定される。上記の参考事例は、「必要である場合」についての解釈を示しているわけではない。住民基本台帳の写しの閲覧が制限されるに至った事情として、ダイレクトメール等の営業活動のために大量に写しが閲覧されること等が問題と考えられるようになったことが挙げられている(市町村自治研究会2014:146)。そのような事情を背景にして、住基法は、個人または法人に写しの閲覧の請求できる事由を「統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施」(住基法11条の2第1項1号)、「公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施」(同2号)および「営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施」(同3号)に限定している。

したがって、国または地方公共団体の事務は抽象的には公益性が高いとはいえ、上記の事情や法11条の2第1号および第2号に照らせば、「必要がある場合」とは、当該市(区)町村の区域に住所を有している(と推定される)者の基本4情報を網羅的に取得しなければ当該事務の遂行が困難であると

いった事情の存在が必要であろう。

参考事例は自衛隊員の募集に関するものではないが、写しの閲覧以外に募集対象者の基本4情報を取得する方法がないわけではない。当該協力本部が所管する地域に居住する募集対象者の基本4情報を網羅的に取得することの合理性が問われなければならない。そして、そのような事情は、防衛省において説明すべき事柄であるところ、令和3年通知にはそのようなくだりは一切ないのである(前田2013:63)。

つぎに、かりに請求事由があるとして、本条にいう「閲覧」にはどのような行為まで含むのだろうか。閲覧とは「法令の上では、文書の記載事項の確認、証拠としての援用等の目的のために、関係者が官公署、会社等に備えてある記録、帳簿その他の文書の記載事項を調べてみる」ことを意味する(大森2023:35)。同じく開示制度を定める行政機関情報公開法が開示の方法につき、「閲覧」と「写しの交付」とを書き分けていること(行情法14条1項)に倣えば、本条の閲覧もそのように解することに合理性があろう(同旨、前田2023:62)。実際に、行政実務においては、「本条第1項の閲覧に際し、写真機又は複写機等により住民基本台帳の一部の写しを撮影又は複写することについては、これが住民基本台帳の一部の写しに記載された事項をそのままの形で取得することとなりプライバシーの侵害等につながるおそれがあることと、またこのような撮影又は複写は法律でいう『閲覧』の概念を超えるものであるから、適当ではないものである(昭和61・7・25東京都指導課あて電話回答参照)」(市町村自治研究会2014:153)と解されている。そこに挙げられている理由に照らせば、妥当な解釈である。

したがって、防衛省が市町村長に募集対象者の基本4情報の提供を求めることは「事務遂行のため必要がある場合」に当たらず、また、かりに該当するとしても、基本4情報の紙媒体等提供は「閲覧」の概念を超えるものであるから、自衛隊への基本4情報の紙媒体等提供は住基法11条の2第1項に違反する。

しかし、令和3年通知では、自衛隊法施行令120条に基づき資料の提出の求めに応じて「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住基法上、特段の問題を生ずるものではない」となっ

ている。

法律上禁止されていることがその禁止を解除する規定がないにもかかわらず、許容されるとする論理の展開はよく理解できない。善解すれば、市区町村が、当該「地域における事務」(自治法2条2項)の処理のために住基台帳の一部の写しを用いて作成した名簿は、当該事務の処理の産物であるから住基法の制約を受けない、ということなのであるか。しかし、そうだとすれば、自己の事務処理上の必要性を理由に、市区町村があらかじめ住基基本台帳から基本4情報を抽出し、それを記載した資料を作成しておけば、11条閲覧制度とは別に、当該資料を通じて基本4情報の目的外利用・提供を行うことが可能になってしまう。このような手法は、住基法による制約を逃れる脱法行為であり、住基法11条1項に違反していると言わざるを得ない。

(2) 12条の2交付制度に基づく紙媒体等提供の適否

12条の2交付制度は、不特定の住民の基本4情報の写しの閲覧を定めた先の11条閲覧制度と異なり、国または地方公共団体の機関の請求により住基基本台帳に記載されている特定の個々の住民の住民票の写しを交付する制度である(住基法12条の2第1項・2項3号)。自衛隊がその基本4情報を取得しようとする対象者は個々の住民ではなく、当該市区町村の18歳および22歳の属性を有している住民であるから、募集対象者の基本4情報の紙媒体等提供の求めは、およそ12条の2交付制度に馴染まないものといえる。かりに本制度に基づいて市区町村が備えている住基基本台帳の中から、特定することはなく、18歳および22歳の住民の住民票の写しを交付したならば、それは住基法12条の2第1項に違反するものである。

にもかかわらず、次のように3・8福岡地判は本案に言及する。

「住基基本台帳法11条自体は閲覧のみを想定するものではあるが、同法12条の2では、国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合に、市町村長に対し、当該市町村が備える住基基本台帳に記載されている者に係る住民票の写しを請求することができることとなり、住基基本台帳法上、閲覧以外の方法が一切予定されていないものではない。また、住基基本台帳法1条は、同法の目的

として、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住基基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進することのみならず、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする旨を規定している。そして、本件名簿提供以前には、住基基本台帳法11条に基づき、各区市民課職員の立会いや確認の下、自衛隊職員が住基基本台帳を閲覧して、住民の情報の中から、上記募集対象者情報を手作業で書き写す作業を行うことによる情報提供を行っていたものであるが…、これに代えて本件名簿提供を行うことは、国及び地方公共団体の行政の合理化という上記目的に適う側面を有しているといえる。」

判決の趣旨は、11条閲覧制度では書き写しが許容されるどころ、住民票の写しの交付を認めている12条の2交付制度の存在に照らせば、紙媒体等提供は開示制度の範囲内にあるもので、そのことは行政の合理化といった住基法の目的に適合するというものであろう。

しかし、前述したように、11条閲覧制度が写しの開示を「閲覧」に限定し、写しの複写・撮影すらも認めていないこと、および、12条の2交付制度が不特定の住民の住民票の写しの交付を認めるものではないことに照らせば、3・8福岡地判の解釈は住基法の開示制度を曲解したもので、失当である。

2 資料の提供等としての紙媒体等提供の適否

国の機関が基本4情報を取得する手段として、住基法の開示制度のほかに、行政機関相互の間での資料の提供によるものがある。そのひとつは、住基法37条に基づく資料の提供の求めであり、もうひとつは国の地方公共団体への関与としての資料の提出の求めである。もともと後者については、関与の基本類型を定める地方自治法には、各大臣がその担任する事務に関し直接市区町村に資料の提出を求めることができる旨の規定はないので、個別の法令においてその旨の規定があることを要する。ここでいう個別の法令が自衛隊法施行令120条である。以下、住基法37条に基づく資料の提供による基本4情報の紙媒体等提供の適否と、自衛隊法施行令120条に基づく資料の提出による基本4情報の紙媒体等提供の適否を検討することにする。

(1) 住基法37条に基づく資料の提供としての紙媒体等提供の適否

住基法37条1項は、国の行政機関が所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住基台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる旨と定めている。文理解からすれば、防衛省は自衛官等の募集という所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し募集対象者の基本4情報を記載した資料の提供を求めることができるとも解釈され得る。

しかし、行政実務においては、「本条はもともと、国の行政機関…が統計資料を得ようとする場合を想定しているものであって、例えば、総務省統計局が人口移動状況の報告を求めているような事例が考えられる」のであって、「国の行政機関…が市町村に対して求める資料の内容については、条理上制限があると解すべきである」との見解が示されてきている(市町村自治研究会2014:716)。

この点については、つぎの項とも関係するが、2003年4月23日に第156回国会衆議院個人情報保護に関する特別委員会において片山虎之助総務大臣(当時)は、自衛隊法施行令120条に基づく資料の提出としての基本4情報提供は住基法37条1項に基づく資料の提供と同様に統計目的に限定すべきだとする質問に対して、「37条は、…例えば統計をつくるとかそういうことに限定して解釈すべきだということに一貫してなっておりまして、基本的な情報(基本4情報—引用者注)は…閲覧が写しの交付、その他法令で定める場合に該当する」と回答している。法施行令120条に基づく資料の提出の求めは、「他の法令の定めに従う」との解釈は次項で検討するとして、ここでは、住基法37条1項は、自衛官等の募集のために援用することができない、ということを確認しておくべきであろう。

(2) 自衛隊法施行令に基づく資料の提出としての紙媒体等提供の適否

自衛隊法施行令(以下「令」)。ただし本節および次節のみ)120条が基本4情報の紙媒体等提供の根拠となるのが問題である。防衛省は、本条が「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること

ができる」と定めていることから、募集事務を遂行するためであれば、市町村に対して基本4情報の紙媒体等提供を求めることができると解している。本条を単独で読むならば、たしかに、そのような解釈の余地もあり得よう。しかし、本条は、第1号法定受託事務として政令が定める市区町村の処理する自衛官等の募集事務との関係で解釈されなければならない。

自衛隊法97条1項の委任に基づいて、内閣は、令114条から119条までの規定により都道府県知事および市町村長が処理する自衛官等の募集事務を定めている。これらの事務は、都道府県知事による陸上自衛官の募集の告示(令114条)、市町村長による陸上自衛官の応募資格の調査・志願票の受理・受験票の交付(令115条)、市町村長による応募資格の調査の、本籍地の市町村長への委嘱(令116条)、市町村長による海上自衛官・航空自衛官の募集事務(令118条)および都道府県知事および市町村長による自衛官募集の広報宣伝(令119条)に関するものであるところ、これらの事務を列挙する規定の後に、本条が置かれている。

自衛隊法97条1項に基づき政令で定める都道府県知事および市町村長が処理する事務は、第1号法定受託事務である(令162条)。第1号法定受託事務とはいえ、関与最小限度の原則(自治法245条の3第1項)が適用される以上、法定受託事務の処理に関する関与である本条に基づく資料提出の求めも必要最小限度にとどめなければならない。

そうだとすれば、本条に基づく都道府県知事または市町村長に対する資料の提出の求めは、都道府県知事または市町村長における自衛隊員の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべきであろう⁷⁾。

したがって、防衛省がもっぱら自らの行う募集事務の便宜のために本条に基づいて資料の提出を求めること自体が本条の目的の範囲を超えた国の関与権の濫用であって、関与最小限度の原則にも反する違法な行為である(本多2023:5)。かりに本条に住基法11条1項の例外的な扱いとなる効果を与えるためには、自衛隊法106条から115条の25までの規定のように自衛隊法自体に例外規定を設けるといふ立法措置が必要である。

3 個人情報保護法69条1項に基づく紙媒体等提供の適否

さいごに、市町村長が、個人情報保護法(以下「個人情報法」)の例外的提供条項に基づいて、基本4情報紙媒体等提供を適法に行うことができるか否かを検討しよう。

基本4情報は個人識別情報であるから、個人情報が保護している個人情報に該当する(個人情報2条1項1号)。保有個人情報については、行政機関等は、利用目的以外の目的のために他の行政機関等に提供することを原則として禁止されている(個人情報69条1項)。もともと、「法令に基づく場合」(同法69条1項)または「保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」(同法69条2項3号)は、行政機関等は他の行政機関に保有個人情報を提供することができる。すなわち、上記に列挙した2つの要件のいずれかを満たせば、自衛隊は募集対象者の基本4情報を市町村長から取得することができるわけである。

ただし、個人情報法を所管している個人情報保護委員会(以下「個人情報委」)が、問い合わせた地方公共団体に対し、令120条は個人情報保護法69条1項に定める「法令」に該当するとの見解を示していることに鑑み、本節ではかかる見解の妥当性についてのみを検討しよう。なお、管見の限り、当該見解を引用する、いずれの地方公共団体の公表文書にもその理由を説明する記載はない³⁾。

個人情報法69条1項の「法令に基づく場合」とは、実務解釈においては、「法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用または提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない、「例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文中に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法

令に基づく場合』には当たらない」と解されている(個人情報委2022:29)。

該当する法令の例としては、国会法104条1項(「官公署に対する報告・記録提出の要求」)、会計検査院法26条(帳簿等の提出および質問等)、刑事訴訟法197条2項(官公署に対する捜査に必要な事項の報告の求め)が挙げられることがある(宇賀2021:475)。いずれも、調査、捜査といったように資料の提出を求める目的に具体性があり、かつ、その目的と提供を求める資料との間の合理的な関連性があるものといつてよいものである。

令120条については、その文言上、資料の提供を求める目的に具体性はない。かりに、前節で検討したように、本条が、都道府県知事または市町村長における法定受託事務の処理に関して調査・確認をするための規定であるとすれば、その目的と合理的な関連性がある範囲において、市町村長に対し個人情報に記載している行政文書の提出を求めることができ、その限りで、令120条に基づく資料の提出の求めは「法令に基づく場合」に該当することもあり得よう。

しかし、すでに繰り返し述べたように、募集対象者の基本4情報の網羅的な提供の求めは令120条の目的の範囲を超えたものである。したがって、令120条に基づく基本4情報の紙媒体等提供の求めは「法令に基づく場合」には当たらない。

おわりに

本稿のこれまでの検討によれば、自衛隊への基本4情報の紙媒体等提供は住基法にも個人情報法にも違反するものであることは明らかである。

令和3年通知の発端となった19市の提案は、これらの市が基本4情報の紙媒体等提供の適法性に疑いを抱いたが故のものであった。法改正に至らなかつた以上、やはり紙媒体等提供は違法のままだろう。法令を所管する省庁が適法との解釈を示したからといって変わるものではない。同通知にも記載がある通り、令120条に基づく資料の提出の求めが適法であるとすると防衛省および総務省の見解は技術的助言(自治法240条の3第1項)であり、市区町村はこれに従う義務はない。地方自治の本旨に照らせば国と対等の関係にあ

る以上、市区町村は所管省庁の解釈に従う義務はない。市区町村が自主解釈権を積極的に行使用することを期待したい。

注

- 1) デジタル社会形成整備法(令3法37)により個人情報保護法が改正され、2023年4月1日以降、地方公共団体の機関(議会を除く)の保有する個人情報についても同法が適用されることになり、同法と重複した規律となる個人情報保護法は多くの自治体で廃止された。
- 2) 募集事務が機関委任事務として管理・執行されていた時代の自衛隊法の有権解釈(宇都宮1974:390)です。また、令120条の「報告又は資料の提出」を「地方の実情にそくして募集が円滑に行なわれているかどうか判断する」ためのものと解し、「報告又は資料の提出」を「募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見直し、応募年齢層の概数等に關する報告および集計等の提出」に限定していたことにも留意すべきである。なお、拙論と同様に、令120条の「資料」に、自衛官募集のために用いる氏名等の個人情報が含まれると解釈することは困難であるとする旨の見解を示すものとして、たとえば、四日市市情報公開・個人情報保護審査会令和4年4月27日答申「自衛隊に対する個人情報提供について」を参照。
- 3) たとえば、大分市、静岡市、福岡市などのWebサイトに掲載されている「自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について」を参照。

文献

- 宇都宮龍男・西修(1974)『口語六法全書・第23巻 防衛法』自由国民社
 宇賀克也(2021)『新・個人情報保護法の逐条解説』有斐閣
 大森政輔ほか編(2023)『法令用語辞典(第11次改訂版)』学陽書房
 個人情報保護委員会(2022)『個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編) 令和4年1月(令和4年9月一部改正)』個人情報保護委員会 Web サイト
 坂田雅裕(2023)『憲法9条の死』『世界』966:23-30
 市町村自治研究会(2014)『全訂 住民基本台帳法逐条解説』日本加除出版
 防衛省(2022)『令和四年版防衛白書 日本の防衛(資料編)』全国官報販売協同組合
 本多浩夫(2023)『自衛官募集対象者情報の提供と自治体の自主解釈権』『季刊 自治と分権』91:4-5
 前田定孝(2023)『市町村が住民の氏名・住所を自衛隊募集のために外部提供することの公益性?』『季刊 自治と分権』92:60-70

第3章 条例による議会の議決事項追加 の意義と可能性

大田直史

はじめに

議員の出席停止処分を司法審査の対象と認めた最大判令和2・11・25(民集74巻8号2229頁)は、地方議会の「議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、……、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う」とし、これを「議員としての中核的な活動」と位置づけた。また、第33次地方制度調査会は、2023年12月28日「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応策に関する答申」を公表し、地域社会で議会が果たすべき役割が重要になりつつある一方で、現実には議員のなり手不足によって投票率低下や無投票当選という事態を生じ多様性を欠いていることに対する対策を示したが、そのひとつとして議会の重要な意思決定に関する事件を議決する等の役割・位置付けを地方自治法(以下、地方自治法)に明示することも提言した。

本稿はこのように議会の役割が明確にされ「議会や議員がそれぞれの立場において、その重い役割や責任を自覚することが重要である」と考え、議会の役割の中心にある議決による団体意思の決定自体の意義を再確認するとともに、長と議会の二元代表制のもとで、地自治法96条1項の議決事項を限定的にとらえるのではなく地自治法96条2項の議決事項の追加の規定を活用して、長の権限との均衡上より意義のある権限行使を可能とすることが、議会

大田直史 (おおた なおみ)

龍谷大学政策学部教授

主な業績：『行政サービスインソージング』(共著)自治体研究社、2021年。『地方自治法入門』(第2版)』(共著)成文堂、2021年。『公共政策を学ぶための行政法入門』(共著)法律文化社、2018年。

豊崎七絵 (とよさき ななえ)

九州大学大学院法学研究院教授

主な業績：『刑事訴訟における事実観』日本評論社、2006年。『再審請求権の本質』法律時報 92巻1号、2019年。『犯人の言動に関する経験則について』後藤昭編集代表『裁判員時代の刑事証拠法』日本評論社、2021年。

大島和夫 (おおしま かずお)

神戸市外国語大学名誉教授、京都府立大学名誉教授

主な業績：『世界金融危機と現代法』法律文化社、2009年。『日本の法学とマルクス主義』法律文化社、2019年。『資本主義世界の変化と日本』『京都府立大学学術報告・公共政策』14号、2023年。

桐山孝信 (きりやま たかのぶ) *

大阪公立大学名誉教授

主な業績：『民主主義の国際法』有斐閣、2001年。『社会変革と社会科学—時代に対峙する思想と実践』(中村浩爾・山本健徳と共編) 昭和堂、2017年。『恒藤恭の国際法・世界法研究(1)～(5完)』大阪市立大学法学雑誌 51巻4号～64巻1・2号 (2005～2018年)。

編者紹介

桐山孝信 (大阪公立大学名誉教授)

本多滝夫 (龍谷大学法学部教授)

奥野恒久 (龍谷大学政策学部教授)

的場かおり (大阪大学高等共創研究院 (兼) 大学院法学研究科教授)

民主主義の深化と真価 —思想・実践・法—

2024年3月15日 第1刷発行

編者 桐山孝信・本多滝夫
奥野恒久・的場かおり

発行者 黒川美富子

発行所 図書出版 文理閣

京都市下京区七条河原町西南角 〒600-8146
電話 (075) 351-7553 FAX (075) 351-7550
<http://www.bunrikaku.com>

印刷 新日本プロセス株式会社

ISBN978-4-89259-953-8

甲第28号証

日語防衛法

日語大英全書 23



自民國民社

自民國民社・日語大英全書

NO. 23

防衛法

監修
宇都宮 静 男

防衛庁設置法・自衛隊法
の(最新の改正条項を含めて)
逐条解説



大英全書の全条文を、日語の言葉で、生きた実例を引用しながら
一条のこらす、書き直した国民法典

第五條(課程) 医学科は、医学の専門課程(以下「専門課程」といふ。)及びこれに関連するための課程(以下「関連課程」といふ。)並びに副課程課程を設ける。

第六條(授業科目) 関連課程及び専門課程の授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び保健教育科目並びに専門教育科目に区分する。

第七條(副課程科目) 副課程の副課程科目は、訓練、非本教養及び部隊実習に区分する。

第八條(学点) 授業科目及び各授業科目の単位数又は時間数並びにそれらの方を年次における区分及び履修方法、防衛官令(以下「長官」といふ。)が定める。

2 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一(学点)令第二十八号)第二六条の規定の例によるものとする。

第九條 副課程科目の時間数及びその各年次における配分並びに履修方法は、長官が定める。

第十條(卒業) 卒業の要件は、本学校に六年以上在学し、関連課程及び専門課程並びに副課程を履修したることとする。

2 関連課程においては、八十六単位を修得することとする。

3 専門課程においては、四十七百五十八時間の授業を受けることとする。

4 副課程課程においては、五十七百四十四時間の授業を受けることとする。

第十一條(設備) 本学校は、学生の教育訓練に必要な機材、書架

及び図書を購入するものとする。

第十二條(図書及び設備維持) 本学校は、学生の教育訓練に必要な図書及び設備維持を備えるものとする。

第十三條(委任) この長官に代るものは、本学校の組織その他に関し必要な事項は、長官が定める。

附 則 この府令は、公布の日から施行する。

別表第一 学点目

心理学、哲学、人文地理、社会学、

法学、経済学、物理学、化学、生物

学、数学、統計学、英語、徳語、仏

語、保健体育

別表第二 専任の教授、助教、講師

の数

一般教育科目一 外国語科目二

保健体育科目〇 専門教育科目三

計一七

[著者紹介]

宇都宮博男：1908年生まれ。京都府立大学法学部卒業。神戸大学、岡山大学助教授を経て、筑波防衛大学校教授。著書「日本軍法」「三法第九条の要領と解説」「防衛官令」ほか。

西 修：1940年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。同大学院政治学専攻科(憲法・比較憲法専攻)修士課程、同修士課程修了。筑波防衛大学校講師。著書(共著)「比較憲法論」「世界の憲法」論文「各国憲法にある非常事態規定」ほか。

口語六法全書・第23巻 防衛法

1974年1月20日 第1刷発行 定価 ¥1,500

発行者 長谷川 國雄
印刷所 三友堂印刷株式会社
製本所 熊倉製本株式会社

発行所 自由国民社
東京都中央区京橋2-8 振替東京 189009

© 1974 著丁は必ず取替えていただきます。

2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令（昭 30.12.28 防衛庁訓令第 80 号）

（用語の定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「募集業務」とは、募集に関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう。
- (2) 「採用業務」とは、採用に関する計画、採用予定者に対する通知、入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を行うことをいう。
- (3) 「募集管轄地域」とは、方面総監が募集業務を担当すべき区域をいい、その区域は、施行令第 14 条に規定する警備区域とする。
- (4) 「募集担当区域」とは、地方協力本部長が募集業務を担当すべき区域をいい、その区域は、施行令第 48 条に規定する地方協力本部の担当区域とする。
- (5) 「募集年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (6) 「募集期」とは、募集年度を各採用時期に応じて区分した期間をいう。

（地方協力本部長の行う業務）

第5条 地方協力本部長は、方面総監の定める計画及びその指示に基き、募集担当区域の都道府県知事及び市町村長に連絡したうえ、募集担当区域内の募集業務及び採用業務（入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を除く。）を実施する。

（補充業務の通則）

第7条 募集業務及び採用業務実施のため、募集年度ごとにそれぞれ数回の募集期を設ける。

- 2 各募集期は、募集年度当初に防衛大臣が定める。
- 3 志願受付は、常時行う。
- 4 試験及び採用の時期は、年度募集計画において定めるところによる。

（応募資格）

第8条 2等陸士、2等海士及び2等空士の応募資格を有する者は、日本国籍を有する男子で次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 年齢 18 歳以上 27 歳未満であること。

- (2) 学力 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める中学校卒業程度以上の 学力を有すること。
 - (3) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 38 条第 1 項の規定に該当しない者 であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士で特定の部隊及び機関において特定の職務に従事するものの応募資格を有する者は、日本国籍を有する女子で前項各号の要件に該当する者とする。
 - 3 第 1 項第 1 号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の 1 日とする。

（試験期日及び試験場）

- 第 14 条 方面総監は、地方協力本部長をして、陸上幕僚長の指示する試験実施期間の範囲内で、募集担当区域ごとに、その実情に適した試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項について、担当区域の都道府県知事と協議させるものとする。
- 2 前項の試験場については、地方協力本部長は、方面総監の指示に基き、その募集担当区域の地積の大小、交通の便否及び志願者数並びに試験のため配分された経費等を考慮のうえ、都道府県知事と協議するものとする。
 - 3 試験場は、できる限り自衛隊の施設を使用する。

（地方公共団体との調整）

- 第 15 条 方面総監及び地方協力本部長は、募集業務に関し関係都道府県知事、市町村長及び公共職業安定所長等と調整を図って、業務の円滑な遂行に努めなければならない。

（都道府県募集連絡会議）

- 第 16 条 募集業務に関し、自衛隊と都道府県との連絡の円滑を図るため、都道府県募集連絡会議を行う。

第 2 款 広 報

（広報実施の通則）

- 第 17 条 募集広報は、募集年度を通じて行う。ただし、陸上幕僚長は、各募集期ごとに広報重点期間を設け、施行令第 119 条に定める都道府県知事及び市町村長の行う募集広報宣伝と緊密に連絡を保って、この期間に、その募集期の採用目標数を達成することを主眼として、広報の徹底を期するものとする。

(関係機関等の連絡)

第18条 方面総監及び地方協力本部長は、募集広報を行うにあたっては、官公署、学校、報道機関、協力諸団体等と連絡して、その協力が得られるようにするものとする。

(都道府県知事及び市町村長の行う広報宣伝に対する資料等の提供)

第19条 方面総監及び地方協力本部長は、都道府県知事及び市町村長が適切な広報宣伝を行うことができるように、募集広報資料、資材等を提供するものとする。

第3 款 志願手続

(志願案内及び志願票)

第20条 陸上幕僚長又は方面総監は、募集を行うにあたっては、志願案内及び志願票を作成し、これを地方協力本部長に送付するものとし、送付を受けた地方協力本部長は、志願案内及び志願票を都道府県知事及び市町村長に送付する。

2 志願案内に記載する事項は、おおむね、次の各号のとおりとする。

- (1) 応募資格
- (2) 採用予定人員
- (3) 任用階級及び待遇並びに任用期間
- (4) 募集日程
- (5) 志願手続
- (6) 試験要領
- (7) 採用予定者の決定及び通知
- (8) 自衛隊の実情紹介事項
- (9) その他必要な事項

3 志願票の様式は、別紙第1のとおりとする。

(志願票の提出及び受理)

第21条 志願者には、志願者の現住所を管轄する市町村長に志願票1通を提出させる。

2 地方協力本部長に直接提出された志願票については、地方協力本部長はその志願者の現住所を管轄する市町村長に、志願者の現住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

- 3 地方協力本部以外の部隊等に提出された志願票は、その志願者の現住所を募集担当区域とする地方協力本部長に送付する。この場合、地方協力本部長は、前項の規定に準じ、市町村長に対して通知するものとする。

(選抜方法)

第33条 採用候補者の選抜は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査のそれぞれの試験について合格した者の中から行う。

(採用予定者に関する通報)

- 第38条 地方協力本部長は、教育を受ける部隊ごとに採用予定者名簿を作成して、志願票、試験成績表等を添えて採用予定者が教育を受ける部隊の長に送付するものとする。この場合において、採用予定者が教育を受ける部隊以外の部隊に入隊する場合には、入隊部隊の長に対しても採用予定者名簿を送付するものとする。
- 2 地方協力本部長は、採用予定者の氏名を採用予定者の現住所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するものとする。採用予定者であって採用されなかったものがある場合には、その者の氏名を同様に通報するものとする。
 - 3 採用予定者名簿の様式は、別紙第7のとおりとする。

(出頭した採用予定者に対する身体検査等)

- 第39条 出頭した採用予定者に対しては、入隊部隊の長（陸上自衛隊にあっては、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長）は、身体検査の訓令に定める身体検査を行ない、その合否を決定し、不合格者は即日帰郷させるものとする。
- 2 入隊部隊の長は、採用者の決定後直ちに、採用予定者名簿に採用予定者の出頭不参の別、身体検査の合否その他必要な事項を注記して、地方協力本部長に返送しなければならない。

(採用保留者に対する措置)

第40条 採用候補者のうち採用人員の都合により採用できなかった者については、次々期募集期の終期まで関係書類を整理保管し、その間における採用を考慮することができる。

薬事法施行規則15条の4第1項1号（同規則142条において準用する場合）、159条の14第1項及び2項本文、159条の15第1項1号並びに159条の17第1号及び2号の各規定の法適合性

対象事件：最高裁平24(行ヒ)第279号
 事件名：医薬品ネット販売の権利確認等請求事件
 年月日等：平25.1.11第二小法廷判決
 裁判内容：上告棄却
 原 審：東京高裁平22(行コ)第168号
 平24.4.26判決，判タ1381号105頁
 原 原 審：東京地裁平21(行ウ)第256号
 平22.3.30判決，判タ1366号112頁
 公 刊 物：民集掲載予定

判決要旨

薬事法施行規則15条の4第1項1号（同規則142条において準用する場合）、159条の14第1項及び2項本文、159条の15第1項1号並びに159条の17第1号及び2号の各規定は、一般用医薬品のうち第一類医薬品及び第二類医薬品につき、店舗販売業者による店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による販売又は授与を一律に禁止することとなる限度において、薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である。

参照条文

薬事法36条の5・36条の6、行政手続法38条1項、薬事法施行規則15条の4第1項1号・142条・159条の14第1項・2項本文・159条の15第1項1号・159条の16第1号・159条の17第1号・2号

解 説

1 本件は、平成18年法律第69号1条の規定による改正後の薬事法（以下「新薬事法」という。）の施行に伴って改正された薬事法施行規則（以下「新施行規則」という。）において、店舗販売業者が店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与（以下「郵便等販売」という。）を行う場合には一定の医薬品の販売又は授与は行うことができない旨の規定、上記一定の医薬品の販売若しくは授与

又は情報提供はいずれも有資格者との対面により行う旨の規定が設けられたことについて、医薬品のインターネットによる通信販売を行う事業者であるXらが、新施行規則は新薬事法の委任の範囲外の規制を定めるものであって違法であり、その制定手続にも瑕疵があるなどと主張して、上記一定の医薬品につき郵便等販売をすることができる権利ないし地位を有することの確認等を求めた事案である。1審判決はXらの請求を全部棄却ないし却下したが、原審は、新施行規則による規制は郵便等販売を行う事業者の営業の自由を制限するものであるからその授權規定には明確性が求められるところ、新薬事法には郵便等販売を禁止又は制限する趣旨を明確にした規定はないなどとして1審判決のうち請求棄却部分を取り消し、郵便等販売を制限する新施行規則は新薬事法の委任の範囲を超えて違法無効であるとした。Y（国）は上告受理申立てをしたが、最高裁第二小法廷は、本件を受理した上、判決要旨のとおり述べてYの上告を棄却した。

2 一般に、専門技術的事項は必ずしも国会の審議になじまず、また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある事項は法律で詳細に定めることが適当ではないため、こうした事項については法律の委任に基づいて行政機関が規定を定めること、すなわち委任命令によることが認められている。委任命令によって国民の権利義務の内容を定めることも許容されるが、当該委任命令が委任をした法律、すなわち授權法に抵触していれば違法であり、また、委任に際して行政機関に裁量が認められている場合でも、当該裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合には違法となるものと解されている。そして、判例（最大判昭46.1.20民集25巻1号1頁、判タ257号117頁、最一小判平2.2.1民集44巻2号369頁、判タ757号117頁、最三小判平3.7.9民集45巻6号1049頁、判タ769号84頁、最一小判平14.1.31民集56巻1号246頁、判タ1085号169頁、最二小判平18.1.13民集60巻1号1頁、判タ1205号99頁、最大判平21.11.18民集63巻9号2033頁、判タ1316号101頁等）上、委任命令の適否の判断要素としては、授權規定の文理のほか、授權規定が下位法令に委任した趣旨、授權法の趣旨・目的及び仕組みとの整合性、委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等があるとされている。また、学説上は、このような委任立法裁量に対する実体的統制には限界があるとの認識を前提に、実体的統制と並んで、行政手続法39条

以下の意見公募手続に代表される手続的統制を重視すべきであると説かれている（例えば、宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第4版〕』275頁以下、大浜啓吉『行政法総論〔第3版〕』164頁、大橋洋一『行政法〔第2版〕』276頁、高橋信隆『行政法の争点〔第3版〕』27頁以下等）。ただ、委任命令によって国民の権利を制限するには授權規定の明確性が必要である旨を明示的に述べたのは本判決の原審が初めてであると解されることから、このような見解の妥当性が本件では特に問題となった。

3 本判決は、郵便等販売を規制する新施行規則の規定が新薬事法の委任の範囲を逸脱したものであるというためには、新薬事法中の諸規定から、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が明確に読み取れることを要すると示して、前述のような原審の考え方を基本的には認しつつ、同時に、授權の趣旨を検討する際には、原審が考慮すべきではないとした立法過程における議論をも踏まえるべきこと（本判決が、原審の判断は「結論において是認することができる。」としているのは、この点に関する原判決との相違をある程度重視したからではないかと推察される。）、また、授權規定に必要な明確さは、その規制の範囲や程度等に応じて異なるべきことを指摘した。その上で、本判決は、新施行規則による郵便等販売の規制は相当に広範囲かつ厳格なものであるのに、新薬事法は郵便等販売を規制すべきか否かについて何ら明確に規定しておらず、厚生労働省内にあった郵便等販売の安全性に対する懐疑的な意見が立法内容に反映されていない理由も不明であることなどから、新施行規則による郵便等販売に対する規制が新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法無効なものであると結論付けた。

4 米連邦最高裁の判例の中には、連邦制の建前からすれば、連邦法による州主権の制限を認めるには、当該連邦法の文言が通常以上に明確であって、連邦議会が実際に主権の制限を意図したことが明白であることを要する旨を判示したものがあつた（*Gregory v. Ashcroft*, 501 U.S. 452 (1991)）。しかしながら、このような解釈手法（clear statement rule）に対しては、州主権の尊重といった憲法的な価値判断を制定法解釈に持ち込むものであつて、これと同様の特定の文脈を離れて直ちに一般化し得るものではないとの趣旨の指摘もされているようであり、その是非や妥当範囲については更なる検討が必要であろう。本判決も、委任命令の法適合性を検討するに当たって授權規定が明確であるべきことを一般的に法理として示したものであるとまではいえないが、授權規定や委任命令の趣旨等と並び、委任命令によって制約されるべき権利利益の性質やこれに対する制約の範囲及び程度が重要であり、それによって必要とされる授權規定の明確性の程度が左右され得ることを事案に則して示した点に先例的価値が認められよう。

5 なお、1審以来、Xらは、新施行規則がXらの営業の自由を侵害するものとして違憲無効であるとの主張にも力を入れて来たが、原審はこの点を問題にすることなく新施行規則の無効という結論を導いており、もとより、Yからの上告受理申立てを受理した本判決もこの問題について直接的に触れるものではない（もつとも、本判決は、新施行規則が郵便等販売を事業の柱としてきた事業者の職業活動の自由を相当程度制約するものであるなどと指摘しているところ、辰野嘉則ほか・NBL995号4頁以下は、このような指摘は、本判決の示す結論の底流に、新施行規則による郵便等販売に対する規制の必要性及び合理性に対して疑義を払拭できないとの判断が存在するのではないかと示唆を与えているようにも思われるとする。）。また、委任立法に対する手続的統制という点について、本判決はその事実摘示の中で意見公募手続の結果として郵便等販売に対する規制に反対意見が多かったことに触れているが、学説や実務は一般に意見提出件数の多寡等は直接問題とならないとしており（宇賀克也・法教302号15頁、白岩俊・ジュリ1298号63頁等）、本判決もこの点を特に重視したとまでは判文上うかがえず、飽くまでも、そのように支持の多かった郵便等販売を委任立法によって規制するにはより明確な授權規定が必要であることを示す一事情として挙げているにすぎないものと考えられる。

6 本判決は、厚生労働省が制定した郵便等販売を規制する省令の一部がその授權法の委任の範囲を超えて違法無効であると判示したものであり、行政実務のみならず近時拡大を続けるインターネット通信販売業界等への影響も大きいことに加え、最高裁が委任立法の適否を判断するについてはその規制の範囲や程度に応じた授權規定の明確性が重要となり得ることを明示的に述べた初めての事案でもあつたことから、実務の参考になるものと思われる。（関係人一部仮名）

上 告 人：国
同 代 表 者 法 務 大 臣：谷垣 禎一
同 指 定 代 理 人：青野 洋士
外19名 ほか

被 上 告 人：ケンコーコム株式会社
同 代 表 者 代 表 取 締 役：甲野 太郎
被 上 告 人：有限会社ウエルネット
同 代 表 者 代 表 取 締 役：乙山 次郎
上記両名訴訟代理人弁護士：阿部 泰隆 関 葉子

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人青野洋士ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、平成18年法律第69号1条の規定による改正後の薬事法（以下「新薬事法」という。）の施行に伴って平成21年厚生労働省令第10号により改正された薬事法施行規則（以下「新施行規則」という。）において、店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与（以下「郵便等販売」という。）は一定の医薬品に限って行うことができる旨の規定及びそれ以外の医薬品の販売若しくは授与又は情報提供はいずれも店舗において薬剤師等の専門家との対面により行わなければならない旨の規定が設けられたことについて、インターネットを通じた郵便等販売を行う事業者である被上告人らが、新施行規則の上記各規定は郵便等販売を広範に禁止するものであり、新薬事法の委任の範囲外の規制を定める違法なものであって無効であるなどと主張して、上告人を相手に、新施行規則の規定にかかわらず郵便等販売をすることができる権利ないし地位を有することの確認等を求める事案である。

2 (1) 新薬事法の関係規定

一般用医薬品（医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの。25条1号）は、第一類医薬品（その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの等。36条の3第1項1号）、第二類医薬品（その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第一類医薬品を除く。）であって厚生労働大臣が指定するもの。同項2号）及びそれ以外の第三類医薬品（同項3号）に区分される。なお、原審の認定によれば、平成19年当時における一般用医薬品の販売高に占める構成比は、第一類医薬品が約4%、第二類医薬品が約63%、第三類医薬品が約33%となっていた。

27条に規定する店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一類医薬品については薬剤師、第二類医薬品及び第三類医薬品については薬剤師又は登録販売者（一般用医薬品の販売又は授与に従事するのに必要な資質を有することを確認するために都道府県知事が行う試験に合格するなどして36条の4第2項の登録を受けた者）に販売させ、又は授与させなければならない（36条の5）。

店舗販売業者は、① その店舗において第一類医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で

定めるところにより、薬剤師をして、所定の事項を記載した書面を用いて、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない（36条の6第1項）、② その店舗において第二類医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させるよう努めなければならない（同条2項）、③ その店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者から相談があった場合には、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない（同条3項）。ただし、同条1項の規定は、医薬品を購入し、又は譲り受ける者から説明を要しない旨の意思の表明があった場合には、適用しない（同条4項）。

(2) 新施行規則の関係規定

店舗販売業者は、当該店舗において、① 第一類医薬品については、薬剤師に、自ら又はその管理及び指導の下で登録販売者若しくは一般従事者をして、対面で販売させ、又は授与させなければならない（159条の14第1項）、② 第二類医薬品又は第三類医薬品については、薬剤師又は登録販売者に、自ら又はその管理及び指導の下で一般従事者をして、対面で販売させ、又は授与させなければならないが（同条2項本文）、第三類医薬品を販売し、又は授与する場合であつて、郵便等販売を行う場合は、この限りでない（同項ただし書）。

店舗販売業者は、当該店舗内の情報提供を行う場所において、① 新薬事法36条の6第1項の規定による第一類医薬品に係る情報の提供を、薬剤師に対面で行わせなければならない（159条の15第1項1号）、② 新薬事法36条の6第2項の規定による第二類医薬品に係る情報の提供を、薬剤師又は登録販売者に対面で行わせるよう努めなければならない（159条の16第1号）、③ 新薬事法36条の6第3項の規定による第一類医薬品に係る情報の提供を、薬剤師に対面で行わせなければならない（159条の17第1号）、④ 新薬事法36条の6第3項の規定による第二類医薬品又は第三類医薬品に係る情報の提供を、薬剤師又は登録販売者に対面で行わせなければならない（159条の17第2号）。

店舗販売業者は、郵便等販売を行う場合には、第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与してはならない（142条、15条の4第1項1号）。

3 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人らは、平成18年法律第69号1条の

規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）の下で店舗を開設してインターネットを通じた郵便等販売を行っていた事業者である。なお、旧薬事法の下においても、厚生省ないし厚生労働省は、各地方自治体に対し、医薬品については対面販売を実施するよう指導することや、郵便等販売は対面販売の趣旨が確保されないおそれがあるからその範囲を一定の薬効群のものに限るよう指導することを求める通知等を度々発出していたが、旧薬事法に郵便等販売を禁止する規定がなかったこともあり、平成18年頃までには多くの事業者がインターネットを通じた郵便等販売を行っており、その対象品目には新薬事法の下における第一類医薬品や第二類医薬品に相当するものが多数含まれていた。

(2) 内閣府設置法37条2項に基づく合議制の機関として内閣府に設置されていた総合規制改革会議は、平成15年12月、コンビニエンスストアで解熱鎮痛剤等が販売可能となれば消費者の利便性は大幅に向上すること、薬局等において対面で服薬指導をしている実態は乏しい上、薬剤師が不在である例も多いかかわらず薬剤師が配置されていない事実により直接起因する副作用等による事故は報告されていないことなどからすれば、人体に対する作用が比較的緩やかな医薬品群については一般小売店でも早急に販売できるようにすべきであるなどとする旨の答申をした。

(3) 厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会は、平成16年4月、医学、薬学、経営学、法律学、消費者保護の分野等関係各界の専門家・有識者等の委員による医薬品販売制度改正検討部会（以下「検討部会」という。）を設置した（なお、郵便等販売を行う事業者やその関係者は委員に加わっておらず、検討部会における意見陳述等の機会もなかった。）。検討部会は、平成17年12月、① 旧薬事法は医薬品の販売に際し薬剤師等を店舗に配置することにより情報提供を行うことを求めているが、現実には薬剤師等が不在であったり情報提供が必ずしも十分に行われていない実態があるなどとした上、② セルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てをすること）を支援する観点から、安全性の確保を前提とし、利便性にも配慮しつつ、国民による医薬品の適切な選択、適正な使用に資するよう、薬局等において専門家によるリスクの程度に応じた情報提供等が行われる体制を整備することを薬事法改正の理念として掲げ、③ 同改正の内容として、一般用医薬品のリスクの程度に応じた情報提供等の確実な実施を担保するために購入者と専門家がその場で直接やり取りを行い得る対面販売を医薬品販売に当たっての原則とし、他方で情報通信技術の活用には慎重を期すべきであるが、第三類医薬品については一定の要件の下で郵便等販売を認めるなどとする報告書（以下「検

討部会報告書」という。）を公表した。

(4) 厚生労働省は、検討部会報告書の内容等を踏まえて旧薬事法を改正する法案を作成し、上記法案は平成18年3月に内閣から国会に提出された。上記法案の審議において、政府参考人である厚生労働省医薬食品局長は、医薬品については対面販売が重要であり、インターネット技術の進歩はめざましいものの、現時点では検討部会報告書を踏まえて医薬品販売におけるその利用には慎重な対応が必要である旨答弁した。また、参考人として出席した検討部会の部会長は、検討部会の審議の経緯及び検討部会報告書の内容を説明した上、上記法案はこれらを十分に踏まえたものであり、医薬品はその本質として副作用等のリスクを併せ持つから、適切な情報提供が伴ってこそ真に安全で有効なものとなるが、これを対面販売で行っているというのが今回の議論の出発点であるなどと述べた。こうした審議を経て、上記法案は、衆参両院で賛成多数により可決成立した。

(5) 厚生労働省は、平成20年2月、新薬事法に規定された販売の体制や環境の整備を図るために必要な省令等の制定に当たって必要な事項を検討するため、薬学等の学識を有する者、都道府県の関係者及び一般用医薬品に関係する団体の代表を委員とする、医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会（以下「第一次検討会」という。）を設置した。第一次検討会は、同年7月、一般用医薬品に係る郵便等販売は、購入者の利便性やこれまでの経緯に照らして一定の範囲で認めざるを得ないが、販売時に情報提供を専門家が対面で行うことが困難であるから、販売時の情報提供に関する規定のない第三類医薬品を販売する限度で認めるのが適当であるなどとする趣旨の報告書を公表した。

(6) 厚生労働省は、第一次検討会による上記(5)のような報告書の内容を踏まえ、薬事法施行規則等の一部を改正する省令案（以下「改正省令案」という。うち郵便等販売の規制に係る部分は、下記(7)のとおり新施行規則と基本的に同一である。）の立案作業を行った。他方、総合規制改革会議の後身として内閣府に設置されていた規制改革会議は、平成20年11月、改正省令案につき、新薬事法には郵便等販売を禁止する明示的な規定はなく、郵便等販売が店頭での販売よりも安全性に劣ることも実証されておらず、消費者の利便性を阻害することになるなどの理由から、郵便等販売の規制に係る部分を全て撤回すべきである旨の見解を示した。なお、厚生労働省が改正省令案につき行政手続法39条1項の規定による意見公募手続を実施したところ、郵便等販売に関する意見2353件のうち2303件は、郵便等販売を第三類医薬品以外の医薬品についても認めるべきであるという趣旨のものであった。

(7) 改正省令案に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)が平成21年2月6日に制定・公布され、一部の規定を除き同年6月1日から施行するとされた。他方、厚生労働大臣の指示により、同年2月13日、新制度の下で国民が医薬品を適切に選択し、かつ、適正に使用することができる環境作りのために国民的議論を行うことを目的として、被上告人ケンコーの代表者を含む関係各界の専門家・有識者等を構成員とする、医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会の設置が決定された。同検討会における検討は同年5月まで続けられたが、上記省令の維持を主張する趣旨の意見と上記省令中の郵便等販売に係る規制の緩和を求める趣旨の意見とが対立し、議論は収束しなかった。厚生労働省は、同月、上記省令の附則部分に離島居住者に対する第二类医薬品に係る郵便等販売を一定期間に限り認めるなどの経過措置を追加する等の省令案の作成作業を行い、同年6月1日、同経過措置等に係る部分(平成21年厚生労働省令第114号)を含む新施行規則が施行された。

4 薬事法が医薬品の製造、販売等について各種の規制を設けているのは、医薬品が国民の生命及び健康を保持する上での必需品であることから、医薬品の安全性を確保し、不良医薬品による国民の生命、健康に対する侵害を防止するためである(最高裁平成元年(オ)第1260号同7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁参照)。このような規制の具体化に当たっては、医薬品の安全性や有用性に関する厚生労働大臣の医学的ないし薬学的知見に相当程度依拠する必要があるところである。なお、上記事実関係等からは、新薬事法の立案に当たった厚生労働省内では、医薬品の販売及び授与を対面によって行うべきであり、郵便等販売については慎重な対応が必要であるとの意見で一致していたことがうかがわれる。

そこで検討するに、上記事実関係等によれば、新薬事法成立の前後を通じてインターネットを通じた郵便等販売に対する需要は現実には相当程度存在していた上、郵便等販売を広範に制限することに反対する意見は一般の消費者のみならず専門家・有識者等の間にも少なからず見られ、また、政府部内においてすら、一般用医薬品の販売又は授与の方法として安全面で郵便等販売が対面販売より劣るとの知見は確立されておらず、薬剤師が配置されていない事実で直接起因する一般用医薬品の副作用等による事故も報告されていないとの認識を前提に、消費者の利便性の見地からも、一般用医薬品の販売又は授与の方法を店舗における対面によるものに限定すべき理由には乏しいとの趣旨の見解が根強く存在していたものといえる。しかも、憲法22条1項による保障は、狭義における職業選択の自由のみならず職業活動の自由の保障をも包含している

ものと解されるところ(最高裁昭和43年(行ツ)第120号同50年4月30日大法廷判決・民集29巻4号572頁参照)、旧薬事法の下では違法とされていなかった郵便等販売に対する新たな規制は、郵便等販売をその事業の柱としてきた者の職業活動の自由を相当程度制約するものであることが明らかである。これらの事情の下で、厚生労働大臣が制定した郵便等販売を規制する新施行規則の規定が、これを定める根拠となる新薬事法の趣旨に適合するもの(行政手続法38条1項)であり、その委任の範囲を逸脱したものではないというためには、立法過程における議論をもしんしゃくした上で、新薬事法36条の5及び36条の6を始めとする新薬事法中の諸規定を見て、そこから、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授權の趣旨が、上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要するものというべきである。

しかるところ、新施行規則による規制は、前記2(1)のとおり一般用医薬品の過半を占める第一類医薬品及び第二类医薬品に係る郵便等販売を一律に禁止する内容のものである。これに対し、新薬事法36条の5及び36条の6は、いずれもその文理上は郵便等販売の規制並びに店舗における販売、授与及び情報提供を対面で行うことを義務付けていないことはもとより、その必要性等について明示的に触れているわけでもなく、医薬品に係る販売又は授与の方法等の制限について定める新薬事法37条1項も、郵便等販売が違法とされていなかったことの明らかな旧薬事法当時から実質的に改正されていない。また、新薬事法の他の規定中にも、店舗販売業者による一般用医薬品の販売又は授与やその際の情報提供の方法を原則として店舗における対面によるものに限るべきであるとか、郵便等販売を規制すべきであるとの趣旨を明確に示すものは存在しない。なお、検討部会における議論及びその成果である検討部会報告書並びにこれらを踏まえた新薬事法に係る法案の国会審議等において、郵便等販売の安全性に懐疑的な意見が多く出されたのは上記事実関係等のおりであるが、それにもかかわらず郵便等販売に対する新薬事法の立場は上記のように不分明であり、その理由が立法過程での議論を含む上記事実関係等からも全くうかがわれないことからすれば、そもそも国会が新薬事法を可決するに際して第一類医薬品及び第二类医薬品に係る郵便等販売を禁止すべきであるとの意思を有していたとはいえない。そうすると、新薬事法の授權の趣旨が、第一類医薬品及び第二类医薬品に係る郵便等販売を一律に禁止する旨の省令の制定までも委任するものとして、上記規制の範囲や程度等に応じて明確であると解するのは困難であるというべきである。

したがって、新施行規則のうち、店舗販売業者に対し、一般用医薬品のうち第一類医薬品及び第二类医薬

品について、① 当該店舗において対面で販売させ又は授与させなければならない（159条の14第1項、2項本文）ものとし、② 当該店舗内の情報提供を行う場所において情報の提供を対面により行わせなければならない（159条の15第1項1号、159条の17第1号、2号）ものとし、③ 郵便等販売をしてはならない（142条、15条の4第1項1号）ものとした各規定は、いずれも上記各医薬品に係る郵便等販売を一律に禁止することとなる限度において、新薬事法の趣旨に適合するものではなく、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。

5 以上によれば、新施行規則の上記各規定にかかわらず第一類医薬品及び第二类医薬品に係る郵便等販売をすることができる権利ないし地位を有することの確認を求める被上告人らの請求を認容した原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官・竹内行夫，裁判官・千葉勝美，裁判官・小貫芳信 裁判官・須藤正彦は、退官につき署名押印することができない。裁判長裁判官・竹内行夫）

質問第五五号

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十一月十七日

辻元清美

参議院議長 尾辻秀久 殿

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する質問主意書

かつて安倍総理大臣（当時）は、平成三十一年二月十日の自民党大会で、自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関して「新規隊員募集に対し、都道府県の六割以上が協力を拒否している悲しい実態がある」旨述べた。さらに住民基本台帳の一部の写しを提出していない地方自治体に対して、「法令に基づき防衛大臣の求めに応じず、資料を提出していません」、「募集に対する協力の現状はまことに残念と言わざるを得ません」と述べた（平成三十一年二月十三日衆議院予算委員会）。

報道によれば、この発言に対し「閲覧対応」としている自治体からは「法令に基づいた運用で拒否ではない」（さいたま市）、「できる範囲で求めに応じて」「拒否」には違和感がある」（広島市）、「名簿の提出に、条例で定める「相当な理由」があるかどうかの問題だ。自衛隊が明記されても対応は変わらない」（大津市）などの反発や疑問の声が相次いだ。当時閲覧で対応していた札幌市が「個人情報保護は憲法改正とは別の議論だ。仮に改正されても、直ちに名簿を提出するのは難しい」と述べるなど、「安倍元総理が憲法九条への自衛隊明記案と関連付けている点が不満に拍車を掛けている」（平成三十一年二月十七日東京新聞記事）と報じられている。

その後政府は、令和二年十二月十八日に「令和二年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「令和二年閣議決定」という。）を閣議決定した。令和二年閣議決定は「自衛官又は自衛官候補生の募集に關し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法九十七条一項及び同法施行令百二十条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和二年度中に通知する」と定めている。

この令和二年閣議決定を受けて防衛省・総務省は、各都道府県市区町村担当部長宛に「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に關する資料の提出について」（令和三年二月五日付け）を通知した（以下「令和三年通知」という。）。令和三年通知は、「1 自衛官及び自衛官候補生の募集に關し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に關する資料の提出は、自衛隊法第九十七条第一項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に關する事務として自衛隊法施行令第二百二十条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができる」、「2 上記の規定の募集に關し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）上、特段の問題を生ずるものではない」としている。令和三年通知以後、自衛隊からの協力要請を受けて、自衛官の募集に

協力することを目的とし、住民基本台帳に登録された情報に基づいて、個人情報（氏名、住所、生年月日及び性別。以下「住基四情報」という。）を提供する自治体が増加した。

令和四年六月二十二日、兵庫県弁護士会から「自衛隊への個人情報提供に関する意見書」が発表された。同意見書は問題の所在を下記のように指摘している。

○住基四情報は個人識別情報として憲法十三条で保障された人格権のうちのプライバシー権によって保護の対象とされている。すなわち、憲法十三条は、国民の私生活上の自由が公権力に対しても保護されるべきと規定しており、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する（最高裁昭和四十四年十二月二十四日大法院判決）。そして住基四情報が、法的に保護されるべき情報に該当することは、個人情報保護法一条、二条及び最高裁判決でも認められているところである（最高裁平成十五年九月十二日第二小法院判決、同平成二十年三月六日第一小法院判決）。したがって、住基四情報を本人の同意なしに自衛隊に対して提供することは、憲法十三条で保障されたプライバシー権を侵害するおそれがある。

そして、令和三年通知が示すように自衛隊法九十七条一項及び同法施行令百二十条が個人情報提供の根拠

規定となるかどうかについては、以下のように論じている。

○人権を制限するにはその根拠となる法律が必要となるところ、その法律により政令に人権制限の内容を委任する場合には、当該法律（委任立法）において人権の規制の趣旨、内容が明確に読み取れる規定であることが必要である。最高裁判例解説平成二十五年度によれば同判決は「最高裁が委任立法の適否を判断するについてはその規制の範囲や程度に応じた授權規定の明確性が重要となり得ることを明示的に述べた」と指摘されている（最高裁平成二十五年一月十一日第二小法廷判決参照）。したがって、自衛隊法九十七条一項及び同条からの委任命令をもって、プライバシー権の制限規定と位置づけるのであれば、同条から、プライバシー権を制限する趣旨が明確に読み取れることが必要となる。

○住基法では、平成十八年の法改正までは、誰でも住基四情報の写しを閲覧することが可能であったが（旧法十一条一項）、改正により原則非公開となり、閲覧できる要件が厳格となるとともに、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対して同写しの「閲覧」を請求することができる、と規定された（住基法十一条一項）。そのうえで住基法は、市町村長が住基四情報など住基法に掲載された情報のうちの本人確認情報を「提供」できる場合は、住民基

本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）による場合だけとしている（住基法第四章の二「本人確認情報の処理及び利用等」、同法三十条の六、同第三節「本人確認情報の提供及び利用等」）。

○以上のように住基法は、住基四情報について国の機関による「閲覧」しか認めておらず、唯一「提供」を認めている住基ネットに関しては、提供された個人識別情報の保護のための相当に詳細な規定が設けられている。すなわち、その提供する情報の内容、提供の方法が具体的に規定され、提供される本人確認情報の管理、利用、同情報の目的外使用の禁止、提供された本人確認情報の保護のための専門機関としての監視機関の設置と同機関による本人確認情報の保護に関する事項の調査審議権限の付与などである。

○自衛隊法九十七条一項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と規定するだけで、その事務の内容について具体的に規定はされておらず、全ては政令に委ねられているところ、施行令百二十条は「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な

報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定する。自衛隊法九十七条一項をもって、個人情報の提供などによりプライバシー権を制限する趣旨が明確にされているとはいえず、同規定をもって人権制限内容を政令に授權する趣旨の法律と理解するには無理がある。

○もし仮に、自衛隊法九十七条一項等を根拠規定として個人情報の提供を認めることになると、法令上、提供対象となる情報が何ら限定されていないため、住基四情報に限らず、当該対象者の家族構成、経済状態、健康状態など地方自治体が保有する自衛官募集に有益と考えられるセンシティブ情報についても無限定に対象とされる危険性がある。

平成十五年の報道によれば、当時石川県は、自衛隊石川地方連絡部と共に情報要請マニュアルを作成し「世帯主との続き柄および世帯主氏名」や「職業、健康状態など募集上参考となる事項」までも要請可能だと記載していた。また自衛隊山梨地方連絡部は、山梨県内の六十四市町村に中学卒業生名簿の提供を依頼していたことが明らかになっている。

また、個人情報の保護に関する法律第六十九条第一項では「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない」として、「法令に

基づく場合を除き」個人情報の提供を制限している。

研究者からは、「法令の定めとは市区町村に対して本来の目的外での提供を例外的に容認する旨の規定を指します。たとえば、災害対策基本法四十九条の十一は、一項で市町村長は個人情報につき内部の目的外利用ができる旨を定め、二項で「災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより」外部の諸機関に名簿情報を提供するものとして定めています。」、「個人情報保護条例にいう「法令等に定めがあるとき」とは、当該自治体が保有する当該情報を目的外に提供することができる」と定める法令がある場合のことで、これと先に述べた自衛隊法令の定め方とを比べると、その違いは誰の目にも明らかです。(略)市区町村の長の権限を定めていない自衛隊法施行令百二十条が、個人情報保護条例にいう「法令等に定めがあるとき」にあたるとはいえません。」(前田定孝三重大学准教授「市区町村による自衛隊への住基情報提供の違法性について」「住民と自治」二〇二二年二月号)という指摘もあり、自衛隊法施行令第二百二十条が「法令に基づく場合」といえるかどうかについては疑義がある。

当該事務の在り方について、以下質問する。

一 個人情報保護法第六十九条第一項における「法令に基づく場合を除き」について、行政機関の長等が個

個人情報につき条文上、内部の目的外利用ができる旨を明示的に規定していない法令に基づき政府が個人情報
報を地方自治体に求めた事案は、自衛隊法施行令第二百二十条に基づく事案以外に存在するか。

二 住基法関係法令では、唯一「提供」を認めている住基ネットに関しては、提供された個人識別情報の保護のために相当に詳細な規定が設けられているが、自衛官又は自衛官候補生の募集に関して、提供される本人確認情報の管理、利用、同情報の目的外利用の禁止、提供された本人確認情報の保護のための専門機関としての監視機関の設置と同機関による本人確認情報の保護に関する事項の調査審議権限の付与など、情報保護のための規定は設けられているか。設けられている場合は詳細を明らかにされたい。また、設けられていない場合はその理由を明らかにされたい。

三 自衛隊法第九十七条は雑則の章のなかで規定されており、その規定の文言上は「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」としか規定してない。ところで、前文で引用した最高裁平成二十五年判決では、委任立法（授權規定）による権利制限の趣旨、内容が明確に読み取れるかどうかの判断要素として条文の文言以外に立法過程の議論も踏まえることが必要と判示している。そこで、自衛隊法第九十七条の立法過程において、プライバシー権に関する議論、すなわち住基四情報など個人情報の提供を認め

ることとプライバシー権の調整、個人情報保護するための提供された個人情報の取扱方法など、住基四情報の提供とプライバシー権保護の関係に関して立法過程で議論された事実があるか。あるとすればその内容を具体的に指摘されたい。更に、自衛隊法施行令第二百二十条の趣旨について解説する文献によると同規定は「募集事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣は、都道府県知事及び市町村長に対して、募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数などに関する報告及び県勢統計等の資料の提出を求め、地方の実情に即して募集が円滑に行われているかどうかを判断」するための規定としている（「自由国民・口語六法全書」第二十三卷「防衛法」自由国民社、一九七四年）が、ここでも個人情報の提供などの趣旨には言及されていない。住基四情報は上記「募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数などに関する報告及び県勢統計等の資料」のどの部分に相当するか。

四 令和二年閣議決定にあたり、住基四情報が憲法第十三条で保障されたプライバシー権の保護の対象になっていることを検討しているか。また、住基四情報を目的外に提供することは、プライバシー権保障に関する問題であると理解をしているか、政府の見解を明らかにされたい。

五 自衛官又は自衛官候補生の募集に関して、地方自治体が保有する住基四情報以外の個人情報、たとえば

家族構成、経済状態、健康状態などの情報についても、防衛大臣は自衛隊法第九十七条第一項と同法施行令第二百二十条に基づき「提出」を求めることは可能か。また、現在、それらの「閲覧」や「提供」を求めていく検討をしているか。政府の認識を示されたい。

六 政府は令和二年閣議決定において、自衛隊法第九十七条第一項と同法施行令第二百二十条に基づき、自衛官又は自衛官候補生の募集に関して、地方自治体に対して住民基本台帳の一部の写しの提出を求めることが可能であるとしている。しかし住基法第十一条第一項には、国又は地方公共団体の機関は、住民基本台帳の一部の写しを「閲覧させることを請求することができる」とのみ規定されており、市区町村による目的外的利用や外部提供についての定めはない。住基法上のどの条項が根拠となつて市区町村が住民基本台帳に記載された個人情報をも「提出」できると解したのか、政府の見解を明らかにされたい。

七 令和三年通知に従つて市区町村が氏名などの「住民基本台帳の一部の写し」を提供することは、これの「閲覧」しか認めていない住基法第十一条第一項に違反するのではないか。国が、違反しないと解釈し、自治体に「提出」を求めるならば、法令解釈権が国の行政機関に一元化される可能性があるが、これは、機関委任事務の廃止に伴い条例制定権や法令解釈権を拡大させた地方分権改革の趣旨にも反する事態と思

われる。市区町村は独自の自主法令解釈権を持っているという認識で間違いないか。

八 自衛官又は自衛官候補生の募集に関する地方自治体の協力について、政府は従来「私どもの方から依頼をいたしましたしても、それは自治体としてこたえる義務がございません」（平成十五年四月二十三日衆議院個人情報保護に関する特別委員会石破茂防衛庁長官答弁）、「事実上の要請ですから、要請を断ることは当然あり得ます」（平成十五年五月十九日参議院個人情報保護に関する特別委員会片山虎之助総務大臣答弁）、「実施し得る可能な範囲での協力をお願いをいたしております」（平成二十七年三月二十六日参議院外交防衛委員会中谷元防衛大臣答弁）などと述べてきた。政府の見解は今も同じか。

九 令和三年通知については、「本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項に基づく技術的助言であることを申し添えます」とされている。「技術的助言」である以上、地方自治法第二百四十七条第三項に「国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」とあるように、個人情報の「提出」に応じない市町村に対して、不利益な扱いは生じないという認識で間違いないか。

十 安倍総理大臣（当時）は、住民基本台帳の一部の写しを提出していない地方自治体に対して、「法令に基づき防衛大臣の求めに応じず、資料を提出していません」、「募集に対する協力の現状はまことに残念と言わざるを得ません」と述べたが（平成三十一年二月十三日衆議院予算委員会）、自衛隊法施行令第二百二十条に基づき防衛大臣からの求めに対して、住民基本台帳法第十一条第一項の条文のとおり、住民基本台帳の一部の写しを「閲覧させる」形で対応している地方自治体に対して、当時の政府は非協力的であると評価していたのか。それとも、安倍総理大臣の個人的な見解を述べただけの発言か。また、現在の岸田総理大臣および政府の見解を明らかにされたい。

十一 防衛大臣からの資料提出の求めに対し、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる形で対応している地方自治体に対して、政府は今後も資料を「提出」するよう求め続ける方針か。また、各地方自治体の方針によって、今後も住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる形での対応にとどめることも何ら法令に違反するものではなく、当然に認められると思われるが、この点について政府の認識を示されたい。

十二 平成二十六年年度まで防衛省が「自衛官等募集があることを初めて知った募集広告等は何か」について質問した調査はあるか。最新の年度について、調査の概要（担当部署、実施年度、調査対象者、全回答

数、経費等）及び「ホームページ」「親・親戚」などそれぞれの項目の回答率と順位を明らかにされた。とくに、「高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール」として国会でも議論されている「自衛隊地方協力本部の郵便物」について回答率と順位を明らかにされたい。もし調査資料がすでに破棄されている場合でも、過去の調査から、自衛隊の今後の活動に必要な知見が明らかになっていくはずであり、その中で特に「自治体から募集対象者を特定する情報を得なければ、自衛隊員の募集活動が著しく困難になるかどうか」について得られた知見を明らかにされたい。

十三 「防衛省 令和二年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップを終了した提案一覧」の各府省からの第一次回答欄には、「複写機等による複写は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十一条第一項の「閲覧」の概念を超えるものであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない」と記述されている。ここでは住基法上「コピー等を提供することは認められない」としているにも関わらず、令和三年通知の「2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」とする理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣参質二一二第五号

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣 松 野 博 一

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員辻元清美君提出自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「条文上、内部の目的外利用ができる旨を明示的に規定していない法令」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

その上で、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十九条第一項における「法令に基づく場合」については、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定が置かれている場合も含むと解される。

二について

防衛省が入手した自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる個人の氏名、生年月日等の情報は、同省において、個人情報の保護に関する法律第六十九条の規定を踏まえ、利用目的の達成に必要な範囲でのみ保有することを徹底しており、また、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和四年防衛省訓令第二十九号）を制定し、当該情報の安全管理のための措置を講ずるなど適正に管理することとしている。

三について

前段のお尋ねについては、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十七条の規定は、同法の制定時から設けられているものであり、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）が制定される以前のものであることから、御指摘の「住基四情報」に関して議論された事実は確認できなかった。後段のお尋ねについては、特定の書籍における個別の記述に関して、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「令和二年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和二年十二月十八日閣議決定）は、住民基本台帳の一部の写し（住民基本台帳法第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。）を自衛隊法第九十七条第一項及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第二百十条の規定により自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料として用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題が生ずるものではないことを明確化する観点から検討を行ったものである。なお、当該閣議決定を行った当時においては、地方公共団体が保有する個人情報 の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、地方公共団体の区域の特性に

応じて制定された個人情報保護条例等に基づき、当該地方公共団体において適切に判断されるべきものと
考えていたところである。

五について

自衛隊法第九十七条第一項においては、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定され、自衛隊法施行令第二百二十条においては、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる規定されているところ、この「必要な報告又は資料の提出」は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要なものに限られることから、同大臣は、これらの規定に基づき、当該募集に関し市町村長に対して、個人の氏名、生年月日、性別及び住所に関する資料の提出を求めており、これを変更することは考えていない。

六について

御指摘の「住民基本台帳に記載された個人情報」「提出」できる」根拠は、自衛隊法第九十七条第一項及び自衛隊法施行令第二百二十条の規定であり、住民基本台帳法の規定ではないと考えている。

七について

前段のお尋ねについては、自衛隊法第九十七条第一項及び自衛隊法施行令第二百二十条の規定により自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料を市町村長が自衛隊地方協力本部に提出することは、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であり、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないと考える。後段のお尋ねについては、御指摘の「自主法令解釈権」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省としては、自衛隊法第九十七条第一項及び同令第二百二十条の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長に対して資料の提出を求めている一方、これを強制するものではない。

八について

防衛省としては、自衛隊法第九十七条第一項及び自衛隊法施行令第二百二十条の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長に対して資料の提出を求めている一方、これを強制するものではない。

九について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十七条第三項の規定により、国の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはなら

ないとされており、政府としてはこれに従って対応する考えである。

十について

御指摘の安倍内閣総理大臣（当時）の発言は、住民基本台帳の一部の写しを提出していない市町村に対する所感を述べたものであると認識している。防衛省においては、自衛官又は自衛官候補生の募集の対象となる者の情報についての資料の提出を受けることが当該募集に関する事務の円滑な遂行のために必要であることを踏まえ、全ての都道府県知事又は市町村長に対し、当該資料の提出を求めてきたところであり、今後もこうした取組を継続していきたいと考えている。

十一について

前段のお尋ねについては、十についてでお答えしたとおりである。後段のお尋ねについては、市町村が御指摘の「住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる形での対応」をとったとしても、自衛隊法等の法令に違反するものではないと考えられる。

十二について

お尋ねの「自衛官等募集があることを初めて知った募集広告等は何か」について質問した調査につ

いては、現存する資料によって確認できる範囲では、平成二十六年に陸上幕僚監部人事部募集・援護課（当時）が、当該年度の自衛隊の志願者を対象として実施した「平成二十六年募集広報媒体認知度等調査（志願時）報告書」の中に「自衛官等募集があることを初めて知った募集広告等は何ですか」との設問がある。当該設問の回答内容に係る①回答者数に占める割合（小数点第二位を四捨五入した数字）及び②その順位について、採用の区分ごとにお示しすると次のとおりである。

（一）幹部候補生

HP（①二十六・三パーセント、②第一位）、スマホHP（①三・四パーセント、②第九位）、携帯HP（①一・五パーセント、②第十三位）、バナー広告（①〇・四パーセント、②第三十二位）、スマホバナー広告（①〇・一パーセント、②第四十二位）、携帯バナー広告（①〇・四パーセント、②第三十二位）、就職情報サイト（①四・八パーセント、②第六位）、進学情報サイト（①〇・八パーセント、②第二十三位）、掲示板ポスター（①二・八パーセント、②第十位）、駅貼りポスター（①一・五パーセント、②第十四位）、中吊りポスター（①〇・三パーセント、②第三十六位）、看板等（①一・二パーセント、②第十七位）、パンフレット等（①一・三パーセント、②第十六位）、アプリ（①〇・二パ

ーセント、②第四十一位)、公共交通広告(①〇・七パーセント、②第二十六位)、活動紹介報道(①一・九パーセント、②第十二位)、テレビCM(①〇・七パーセント、②第二十五位)、ラジオ(①〇・〇パーセント、②第四十六位)、電光掲示板等(①〇・三パーセント、②第三十六位)、就職情報誌(①〇・四パーセント、②第三十五位)、公務員受験誌等(①一・〇パーセント、②第十八位)、雑誌広告(①〇・一パーセント、②第四十二位)、新聞広告(①〇・四パーセント、②第三十二位)、自治体広報誌(①〇・六パーセント、②第二十七位)、イベントビジョン(①〇・三パーセント、②第四十位)、**地本の郵便物(①一・〇パーセント、②第十九位)**、地本の電話(①〇・九パーセント、②第二十位)、広報官の訪問(①三・七パーセント、②第七位)、自衛官(①〇・八パーセント、②第二十二位)、自治体職員(①〇・五パーセント、②第三十位)、学校教師(①五・〇パーセント、②第五位)、予備校講師等(①三・七パーセント、②第八位)、親・親戚(①七・一パーセント、②第三位)、友人・先輩等(①五・七パーセント、②第四位)、リクルータ(①〇・四パーセント、②第三十一位)、募集相談員(①〇・六パーセント、②第二十九位)、地本の採用説明会(①二・四パーセント、②第十一位)、合同企業説明会(①十二・六パーセント、②第二位)、航空機体験搭乗(①〇・一パーセント、②第四

十四位)、艦艇体験航海等(①〇・三パーセント、②第三十八位)、駐屯地基地見学(①〇・六パーセント、②第二十七位)、市街地等広報(①〇・九パーセント、②第二十位)、自衛隊事務所(①〇・八パーセント、②第二十四位)、コールセンター(①〇・〇パーセント、②第四十五位)、ハローワーク(①〇・三パーセント、②第三十九位)、その他(①一・三パーセント、②第十五位)

(二) 航空学生

HP (①十三・四パーセント、②第二位)、スマホHP (①四・二パーセント、②第六位)、携帯HP (①一・六パーセント、②第十七位)、バナー広告(①〇・五パーセント、②第三十二位)、スマホバナー広告(①〇・三パーセント、②第四十位)、携帯バナー広告(①〇・三パーセント、②第四十位)、就職情報サイト(①一・三パーセント、②第二十位)、進学情報サイト(①一・〇パーセント、②第二十四位)、掲示板ポスター(①三・四パーセント、②第七位)、駅貼りポスター(①一・六パーセント、②第十六位)、中吊りポスター(①〇・八パーセント、②第二十八位)、看板等(①一・一パーセント、②第二十一位)、パンフレット等(①一・七パーセント、②第十四位)、アプリ(①〇・三パーセント、②第三十六位)、公共交通広告(①〇・九パーセント、②第二十六位)、活動紹介報道(①三・二パー

セント、②第八位)、テレビCM(①二・〇パーセント、②第十一位)、ラジオ(①〇・一パーセント、②第四十六位)、電光掲示板等(①〇・三パーセント、②第三十五位)、就職情報誌(①〇・三パーセント、②第三十六位)、公務員受験誌等(①一・七パーセント、②第十二位)、雑誌広告(①〇・四パーセント、②第三十四位)、新聞広告(①〇・六パーセント、②第三十位)、自治体広報誌(①一・一パーセント、②第二十二位)、イベントビジョン(①〇・二パーセント、②第四十三位)、**地本の郵便物**(①一・七パーセント、②第十二位)、地本の電話(①〇・五パーセント、②第三十三位)、広報官の訪問(①五・五パーセント、②第五位)、自衛官(①二・九パーセント、②第九位)、自治体職員(①〇・二パーセント、②第四十二位)、学校教師(①十一・三パーセント、②第三位)、予備校講師等(①二・五パーセント、②第十位)、親・親戚(①十五・七パーセント、②第一位)、友人・先輩等(①七・六パーセント、②第四位)、リクルータ(①〇・三パーセント、②第三十九位)、募集相談員(①〇・八パーセント、②第二十七位)、地本の採用説明会(①一・七パーセント、②第十五位)、合同企業説明会(①一・六パーセント、②第十八位)、航空機体験搭乗(①〇・三パーセント、②第三十六位)、艦艇体験航海等(①〇・六パーセント、②第三十位)、駐屯地基地見学(①一・四パーセント、②第十

九位)、市街地等広報(①〇・八パーセント、②第二十九位)、自衛隊事務所(①一・一パーセント、②第二十二位)、コールセンター(①〇・二パーセント、②第四十三位)、ハローワーク(①〇・一パーセント、②第四十五位)、その他(①一・〇パーセント、②第二十五位)

(三) 一般曹候補生

HP (①十三・九パーセント、②第一位)、スマホHP (①四・〇パーセント、②第七位)、携帯HP (①〇・九パーセント、②第二十五位)、バナー広告(①〇・四パーセント、②第三十一位)、スマホバナー広告(①〇・二パーセント、②第三十七位)、携帯バナー広告(①〇・一パーセント、②第四十二位)、就職情報サイト(①二・七パーセント、②第十位)、進学情報サイト(①〇・六パーセント、②第二十六位)、掲示板ポスター(①四・三パーセント、②第六位)、駅貼りポスター(①二・〇パーセント、②第十三位)、中吊りポスター(①〇・五パーセント、②第三十位)、看板等(①一・三パーセント、②第十九位)、パンフレット等(①一・九パーセント、②第十五位)、アプリ(①〇・〇パーセント、②第四十六位)、公共交通広告(①一・〇パーセント、②第二十四位)、活動紹介報道(①三・一パーセント、②第八位)、テレビCM(①二・〇パーセント、②第十四位)、ラジオ(①〇・一パー

セント、②第四十位)、電光掲示板等(①〇・三パーセント、②第三十六位)、就職情報誌(①〇・四パーセント、②第三十二位)、公務員受験誌等(①二・二パーセント、②第十一位)、雑誌広告(①〇・三パーセント、②第三十三位)、新聞広告(①〇・六パーセント、②第二十九位)、自治体広報誌(①一・〇パーセント、②第二十二位)、イベントビジョン(①〇・一パーセント、②第四十三位)、**地本の郵便物(①一・四パーセント、②第十七位)**、地本の電話(①〇・三パーセント、②第三十五位)、広報官の訪問(①四・九パーセント、②第五位)、自衛官(①一・三パーセント、②第二十位)、自治体職員(①〇・一パーセント、②第四十四位)、学校教師(①十三・〇パーセント、②第三位)、予備校講師等(①二・一パーセント、②第十二位)、親・親戚(①十三・八パーセント、②第二位)、友人・先輩等(①九・四パーセント、②第四位)、リクルータ(①〇・一パーセント、②第四十一位)、募集相談員(①〇・六パーセント、②第二十六位)、地本の採用説明会(①一・六パーセント、②第十六位)、合同企業説明会(①二・九パーセント、②第九位)、航空機体験搭乗(①〇・一パーセント、②第三十九位)、艦艇体験航海等(①〇・三パーセント、②第三十四位)、駐屯地基地見学(①一・〇パーセント、②第二十三位)、市街地等広報(①〇・六パーセント、②第二十六位)、自衛隊事務所(①一・二

パーセント、②第二十一位)、コールセンター(①〇・〇パーセント、②第四十五位)、ハローワーク(①〇・一パーセント、②第三十八位)、その他(①一・四パーセント、②第十八位)

(四) 自衛官候補生

HP (①十三・八パーセント、②第一位)、スマホHP (①四・〇パーセント、②第七位)、携帯HP (①〇・九パーセント、②第二十五位)、バナー広告(①〇・四パーセント、②第三十一位)、スマホバナー広告(①〇・二パーセント、②第三十八位)、携帯バナー広告(①〇・一パーセント、②第四十位)、就職情報サイト(①二・六パーセント、②第九位)、進学情報サイト(①〇・六パーセント、②第二十八位)、掲示板ポスター(①四・一パーセント、②第六位)、駅貼りポスター(①二・一パーセント、②第十二位)、中吊りポスター(①〇・五パーセント、②第三十位)、看板等(①一・三パーセント、②第十九位)、パンフレット等(①一・九パーセント、②第十三位)、アプリ(①〇・一パーセント、②第四十四位)、公共交通広告(①一・〇パーセント、②第二十二位)、活動紹介報道(①三・一パーセント、②第八位)、テレビCM(①一・九パーセント、②第十三位)、ラジオ(①〇・一パーセント、②第四十二位)、電光掲示板等(①〇・二パーセント、②第三十六位)、就職情報誌(①〇・

四パーセント、②第三十二位)、公務員受験誌等(①二・二パーセント、②第十一位)、雑誌広告(①〇・三パーセント、②第三十三位)、新聞広告(①〇・六パーセント、②第二十九位)、自治体広報誌(①一・〇パーセント、②第二十三位)、イベントビジョン(①〇・一パーセント、②第四十四位)、**地本の郵便物(①一・三パーセント、②第十八位)**、地本の電話(①〇・三パーセント、②第三十三位)、広報官の訪問(①五・〇パーセント、②第五位)、自衛官(①一・二パーセント、②第二十位)、自治体職員(①〇・一パーセント、②第四十三位)、学校教師(①十三・七パーセント、②第二位)、予備校講師等(①一・七パーセント、②第十五位)、親・親戚(①十三・六パーセント、②第三位)、友人・先輩等(①九・六パーセント、②第四位)、リクルータ(①〇・二パーセント、②第三十六位)、募集相談員(①〇・六パーセント、②第二十六位)、地本の採用説明会(①一・五パーセント、②第十六位)、合同企業説明会(①二・六パーセント、②第十位)、航空機体験搭乗(①〇・一パーセント、②第四十位)、艦艇体験航海等(①〇・三パーセント、②第三十五位)、駐屯地基地見学(①〇・九パーセント、②第二十四位)、市街地等広報(①〇・六パーセント、②第二十七位)、自衛隊事務所(①一・二パーセント、②第二十一位)、コールセンター(①〇・一パーセント、②第四十六位)、ハローワーク

(①〇・二パーセント、②第三十九位)、その他(①一・四パーセント、②第十七位)

(五) 防衛大学校学生

HP (①十・九パーセント、②第二位)、スマホHP (①二・九パーセント、②第八位)、携帯HP
(①〇・七パーセント、②第十九位)、バナー広告(①〇・二パーセント、②第三十位)、スマホバ
ナー広告(①〇・三パーセント、②第二十七位)、携帯バナー広告(①〇・一パーセント、②第二十八位)、
就職情報サイト(①〇・三パーセント、②第二十六位)、進学情報サイト(①四・一パーセント、②第
六位)、掲示板ポスター(①六・六パーセント、②第四位)、駅貼りポスター(①一・七パーセント、
②第十一位)、中吊りポスター(①〇・五パーセント、②第二十三位)、看板等(①〇・五パーセント、
②第二十二位)、パンフレット等(①一・六パーセント、②第十二位)、アプリ(①〇・一パーセント、
②第三十六位)、公共交通広告(①〇・七パーセント、②第二十位)、活動紹介報道(①二・六パーセ
ント、②第九位)、テレビCM(①一・一パーセント、②第十四位)、ラジオ(①〇・一パーセント、
②第四十一位)、電光掲示板等(①〇・二パーセント、②第三十四位)、就職情報誌(①〇・一パーセ
ント、②第三十七位)、公務員受験誌等(①〇・九パーセント、②第十八位)、雑誌広告(①〇・二パ

ーセント、②第三十四位)、新聞広告(①〇・二パーセント、②第三十一位)、自治体広報誌(①〇・九パーセント、②第十七位)、イベントビジョン(①〇・一パーセント、②第四十三位)、**地本の郵便物**(①一・一パーセント、②第十四位)、地本の電話(①〇・〇パーセント、②第四十五位)、広報官の訪問(①一・七パーセント、②第十位)、自衛官(①一・一パーセント、②第十六位)、自治体職員(①〇・一パーセント、②第四十二位)、学校教師(①三十六・七パーセント、②第一位)、予備校講師等(①五・四パーセント、②第五位)、親・親戚(①八・四パーセント、②第三位)、友人・先輩等(①三・九パーセント、②第七位)、リクルータ(①〇・一パーセント、②第三十八位)、募集相談員(①〇・四パーセント、②第二十四位)、地本の採用説明会(①〇・七パーセント、②第二十一位)、合同企業説明会(①〇・二パーセント、②第三十三位)、航空機体験搭乗(①〇・一パーセント、②第三十八位)、艦艇体験航海等(①〇・二パーセント、②第三十一位)、駐屯地基地見学(①〇・四パーセント、②第二十五位)、市街地等広報(①〇・三パーセント、②第二十八位)、自衛隊事務所(①〇・三パーセント、②第二十八位)、コールセンター(①〇・一パーセント、②第四十三位)、ハローワーク(①〇・〇パーセント、②第四十五位)、その他(①一・三パーセント、②第十三位)

(六) 防衛医科大学校医学科学生

- HP (①十七・〇パーセント、②第二位)、スマホHP (①四・〇パーセント、②第六位)、携帯HP (①〇・八パーセント、②第十六位)、バナー広告 (①〇・六パーセント、②第十九位)、スマホバナー広告 (①〇・二パーセント、②第三十位)、携帯バナー広告 (①〇・一パーセント、②第三十三位)、就職情報サイト (①〇・四パーセント、②第二十二位)、進学情報サイト (①三・八パーセント、②第七位)、掲示板ポスター (①三・四パーセント、②第八位)、駅貼りポスター (①一・七パーセント、②第十位)、中吊りポスター (①〇・五パーセント、②第二十一位)、看板等 (①〇・三パーセント、②第二十五位)、パンフレット等 (①一・三パーセント、②第十二位)、アプリ (①〇・一パーセント、②第三十七位)、公共交通広告 (①〇・七パーセント、②第十七位)、活動紹介報道 (①一・九パーセント、②第九位)、テレビCM (①〇・九パーセント、②第十五位)、ラジオ (①〇・〇パーセント、②第四十位)、電光掲示板等 (①〇・一パーセント、②第三十二位)、就職情報誌 (①〇・一パーセント、②第三十三位)、公務員受験誌等 (①〇・六パーセント、②第二十位)、雑誌広告 (①〇・三パーセント、②第二十六位)、新聞広告 (①〇・三パーセント、②第二十三位)、自治体広報誌 (①〇・六

パーセント、②第十八位)、イベントビジョン(①〇・〇パーセント、②第四十位)、地本の郵便物(①一・二パーセント、②第十三位)、地本の電話(①〇・一パーセント、②第三十七位)、広報官の訪問(①一・四パーセント、②第十一位)、自衛官(①〇・三パーセント、②第二十六位)、自治体職員(①〇・〇パーセント、②第四十六位)、学校教師(①二十四・八パーセント、②第一位)、予備校講師等(①十六・二パーセント、②第三位)、親・親戚(①九・一パーセント、②第四位)、友人・先輩等(①四・九パーセント、②第五位)、リクルータ(①〇・〇パーセント、②第四十位)、募集相談員(①〇・一パーセント、②第三十三位)、地本の採用説明会(①〇・三パーセント、②第二十三位)、合同企業説明会(①〇・二パーセント、②第二十八位)、航空機体験搭乗(①〇・〇パーセント、②第四十三位)、艦艇体験航海等(①〇・一パーセント、②第三十七位)、駐屯地基地見学(①〇・二パーセント、②第二十九位)、市街地等広報(①〇・二パーセント、②第三十位)、自衛隊事務所(①〇・一パーセント、②第三十三位)、コールセンター(①〇・〇パーセント、②第四十三位)、ハローワーク(①〇・〇パーセント、②第四十三位)、その他(①一・〇パーセント、②第十四位)

(七) 防衛医科大学校看護学科学生(自衛官候補看護学生)

HP (①十三・二パーセント、②第三位)、スマホHP (①四・〇パーセント、②第六位)、携帯HP (①〇・六パーセント、②第二十三位)、バナー広告 (①〇・二パーセント、②第三十位)、スマホバナー広告 (①〇・一パーセント、②第三十二位)、携帯バナー広告 (①〇・〇パーセント、②第四十位)、就職情報サイト (①〇・九パーセント、②第十六位)、進学情報サイト (①三・九パーセント、②第七位)、掲示板ポスター (①二・五パーセント、②第九位)、駅貼りポスター (①一・〇パーセント、②第十五位)、中吊りポスター (①〇・二パーセント、②第二十八位)、看板等 (①〇・七パーセント、②第二十位)、パンフレット等 (①二・一パーセント、②第十位)、アプリ (①〇・〇パーセント、②第四十一位)、公共交通広告 (①〇・七パーセント、②第二十位)、活動紹介報道 (①一・九パーセント、②第十一位)、テレビCM (①〇・六パーセント、②第二十五位)、ラジオ (①〇・〇パーセント、②第四十四位)、電光掲示板等 (①〇・二パーセント、②第三十位)、就職情報誌 (①〇・一パーセント、②第三十二位)、公務員受験誌等 (①一・三パーセント、②第十三位)、雑誌広告 (①〇・二パーセント、②第二十八位)、新聞広告 (①〇・一パーセント、②第三十五位)、自治体広報誌 (①一・二パーセント、②第十四位)、イベントビジョン (①〇・〇パーセント、②第四十四位)、**地本の**

郵便物(①一・四パーセント、②第十二位)、地本の電話(①〇・一パーセント、②第三十五位)、広報官の訪問(①三・五パーセント、②第八位)、自衛官(①〇・七パーセント、②第二十位)、自治体職員(①〇・〇パーセント、②第四十一位)、学校教師(①二十七・二パーセント、②第一位)、予備校講師等(①五・六パーセント、②第四位)、親・親戚(①十六・五パーセント、②第二位)、友人・先輩等(①四・三パーセント、②第五位)、リクルータ(①〇・一パーセント、②第三十五位)、募集相談員(①〇・一パーセント、②第三十二位)、地本の採用説明会(①〇・六パーセント、②第二十三位)、合同企業説明会(①〇・八パーセント、②第十八位)、航空機体験搭乗(①〇・〇パーセント、②第四十四位)、艦艇体験航海等(①〇・一パーセント、②第三十五位)、駐屯地基地見学(①〇・五パーセント、②第二十七位)、市街地等広報(①〇・七パーセント、②第十九位)、自衛隊事務所(①〇・六パーセント、②第二十五位)、コールセンター(①〇・一パーセント、②第三十五位)、ハローワーク(①〇・一パーセント、②第三十五位)、その他(①〇・八パーセント、②第十七位)

(八) 高等工科学校生徒

HP(①九・五パーセント、②第三位)、スマホHP(①一・七パーセント、②第十三位)、携帯H

P (①〇・三パーセント、②第二十六位)、バナー広告(①〇・二パーセント、②第三十一位)、スマホバナー広告(①〇・一パーセント、②第三十五位)、携帯バナー広告(①〇・一パーセント、②第三十五位)、就職情報サイト(①〇・四パーセント、②第二十四位)、進学情報サイト(①〇・七パーセント、②第十八位)、掲示板ポスター(①三・五パーセント、②第八位)、駅貼りポスター(①〇・七パーセント、②第十九位)、中吊りポスター(①〇・一パーセント、②第三十八位)、看板等(①〇・六パーセント、②第二十位)、パンフレット等(①三・三パーセント、②第九位)、アプリ(①〇・〇パーセント、②第四十二位)、公共交通広告(①〇・三パーセント、②第二十七位)、活動紹介報道(①五・一パーセント、②第七位)、テレビCM(①一・九パーセント、②第十一位)、ラジオ(①〇・一パーセント、②第三十五位)、電光掲示板等(①〇・二パーセント、②第三十二位)、就職情報誌(①〇・〇パーセント、②第四十二位)、公務員受験誌等(①〇・一パーセント、②第三十八位)、雑誌広告(①〇・三パーセント、②第二十七位)、新聞広告(①〇・三パーセント、②第三十位)、自治体広報誌(①一・〇パーセント、②第十五位)、イベントビジョン(①〇・一パーセント、②第三十八位)、

地本の郵便物(①〇・九パーセント、②第十六位)、地本の電話(①〇・二パーセント、②第三十二位)、

広報官の訪問 (①六・六パーセント、②第五位)、自衛官 (①一・九パーセント、②第十一位)、自治体職員 (①〇・〇パーセント、②第四十二位)、学校教師 (①十一・七パーセント、②第二位)、予備校講師等 (①七・〇パーセント、②第四位)、親・親戚 (①二十七・七パーセント、②第一位)、友人・先輩等 (①五・五パーセント、②第六位)、リクルータ (①〇・〇パーセント、②第四十五位)、募集相談員 (①〇・六パーセント、②第二十二位)、地本の採用説明会 (①〇・三パーセント、②第二十七位)、合同企業説明会 (①〇・二パーセント、②第三十二位)、航空機体験搭乗 (①〇・四パーセント、②第二十五位)、艦艇体験航海等 (①〇・八パーセント、②第十七位)、駐屯地基地見学 (①二・九パーセント、②第十位)、市街地等広報 (①〇・六パーセント、②第二十一位)、自衛隊事務所 (①〇・五パーセント、②第二十三位)、コールセンター (①〇・〇パーセント、②第四十五位)、ハローワーク (①〇・一パーセント、②第三十八位)、その他 (①一・六パーセント、②第十四位)

また、幹部候補生の志願者の回答者数は六千三百五十二人であり、航空学生の志願者の回答者数は四千三百八十一人であり、一般曹候補生の志願者の回答者数は二万四千百五十六人であり、自衛官候補生の志願者の回答者数は二万五千五百十三人であり、防衛大学校学生の志願者の回答者数は一万五千五十二人であ

り、防衛医科大学校医学科学生の志願者の回答者数は五千百三十三人であり、防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生）の志願者の回答者数は二千七十七人であり、高等工科学校生徒の志願者の回答者数は三千十六人である。なお、お尋ねの「経費」については、確認できなかった。

お尋ねの「自治体から募集対象者を特定する情報を得なければ、自衛隊員の募集活動が著しく困難になるかどうか」については、先に述べた設問の中の一つの選択肢とされている「地本の郵便物」の回答に占める割合は必ずしも高いとは言えないが、防衛省においては、自衛官又は自衛官候補生の募集の対象となる者の情報についての資料の提出を受けることが当該募集に関する事務の円滑な遂行のために重要なものであると認識している。

十三について

住民基本台帳の一部の写しは、自衛隊法施行令第二百二十条に規定する「資料」に含まれると解しており、当該資料の提出を防衛大臣から求められた場合については、市町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であるため、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないと考える。

奈良地方協力本部 資料請求・お問い合わせ

資料請求・お問い合わせについて

資料のご請求ありがとうございます。以下の表に必要事項を入力した上で送信して下さい。
なお、ご記入いただいた個人情報は、自衛隊および自衛官募集に関する資料の送付、自衛隊地方協力本部の広報官による自衛隊および自衛官募集のご案内のために使用いたします。

●資料送付のため、郵便番号、住所、お名前は必ずご記入ください。

郵便番号

※入力例：001-0001

住所

お名前

ふりがな

※生年月日、性別（応募資格の確認に使用します。）

生年月日

※入力例：1990.01.17

性別

男 女

※自衛隊及び自衛官募集に関する説明・案内のため、電話又はメールでの連絡を希望される方はご記入ください。

電話番号

※携帯電話でも可

e-mail アドレス

※17歳未満の方は、保護者の方の了解を得て募集を行うこととしておりますので、必ず「保護者氏名」をご記入ください。なお、個人情報保護の観点からも保護者の方の同意を得た上でご記入ください。

保護者氏名

ふりがな

□ 幹部候補生(一般) (推薦、試験あり)

幹部候補生(一般)

幹部候補生(歯科・薬剤)

貸費学生

航空学生

一般曹候補生

自衛官候補生(男子)

自衛官候補生(女子)

防衛大学校学生(推薦)

防衛大学校学生(総合選抜)

防衛大学校学生(一般)

防衛医科大学校医学科学生

防衛医科大学校看護学科学生(自衛官候補看護学生)

陸上自衛隊高等工科学校生徒(推薦)

陸上自衛隊高等工科学校生徒(一般)

医科・歯科幹部

技術海上幹部・技術航空幹部

技術海曹・技術空曹

予備自衛官補(一般)

予備自衛官補(技能)

□ 募集パンフレット (募集、試験あり)

募集パンフレット

募集要項

志願票及び受験票

□ 今現在受験を考えている (資料請求あり、申し込みあり)

今現在受験を考えている

まずは資料請求

□ 希望する (資料請求あり、申し込みあり)

希望する

希望しない

□ 希望しない (資料請求あり、申し込みあり)

メール送信

内容をクリアする

(C)2008-2014 Japan Self Defense Forces All Rights Reserved.